

Title	プレモントレ会修道院の所領形成と周辺社会：フロレフ修道院十二世紀文書の分析
Sub Title	Formation of the estate of a Premontre monastery in regional societies : analysis of 12th century charters of Floreffe abbey
Author	舟橋, 倫子(Funahashi, Michiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.3/4 (2000. 5) ,p.209(541)- [257(589)]
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000500-0209

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プレモントレ会修道院の所領形成と周辺社会

——フロレフ修道院十二世紀文書の分析——

舟橋倫子

はじめに

プレモントレ会に関する研究史は豊富とはいえず、少ない成果もこれまで教会史や思想史の分野に限られがちであった。⁽¹⁾ その中で、「清貧」《*Paupertas*》の追求のために独自の経済生活が実践されたとする伝統的見解に疑問を呈して、新しい修道会の社会・経済的側面に着目して研究を展開したデスピイが、シトー会を中心的な対象としながらも、プレモントレ会にも十分な注意を払って、十二・十三世紀のバス・ロタランジーの主要な修道院で行われていた所領経営の実態を検討した。その結果、両会とも「清貧」よりも利益の追求を優先させるべく積極的に経済活動を展開していたが、シトー会よりも特にプレモントレ会においてその傾向が顕著であったとして

いる。デスピイはプレモントレ会の積極的経済政策の証拠として、フロレフ修道院の文書史料から明らかとなった二つの傾向を挙げている。ひとつは水車の獲得で、修道院は建設用地の入手から始めて、自らの資金で大規模な施設を建設し、周辺の土地や権利を多様な手段で獲得して、ついにはその区域の住民に対して領主権を手中に収め、水車の使用強制権を行使するに至るまで、約一世紀を費やしている。いまひとつは都市に通じる交通の要所となる地域の支配で、フロレフ修道院は一世紀半をかけて、まず俗人から農場を購入し、ついで村落を吸収して、最後に領主権を獲得しているという。こうした点からデスピイは、将来の利益を見越して長期の計画をたて、その実現のために多様な方策を講じ、必要とあらば先行投資も惜しまないという現代の企業家並みの利潤追求の

姿勢を、プレモントレ会修道院の特徴として指摘している。⁽²⁾しかし、デスピイの改革派修道院研究に顕著な特徴として、修道院に伝来する史料を網羅的に検討するより、ある種の偶像破壊を志向し、その目的に最も合致した例を選んで提示する傾向⁽³⁾があり、改革派修道院の所領経営の実態が十分に明らかにされているとは言い難い。そのためもあつてか、デスピイは九世紀から十三世紀にかけてのブラバンにおける領主直接経営に関する別稿で、多様な経営形態を検討しているが、改革派修道院の所領に關しては、それらがクルティスという単位に編成され、助修士の労働力⁽⁴⁾によって経営されていたと述べるに止まっている。

その後も、新しい修道会を代表する存在としてシトー会の社会・経済生活が多くの研究者の興味を惹き、研究は急速な進展を見せていったが、⁽⁵⁾プレモントレ会はその陰に隠れて固有の研究対象となることは少なかった。しかし、近年プレモントレ会に対する関心が高まり、⁽⁶⁾特にこれまでの研究傾向への反省からその社会・経済生活のあり方を詳細に検討したボーチエとブリユネルによる研究成果は、所領経営について多くの新しい認識を示すことによつて、デスピイの研究を補足し、議論をさらに進

めようとするものであつた。

ボーチエは、シトー会の所領経営の方法を規範として、プレモントレ会を始めとする他の新しい修道会がそれに従つたとする考え方に疑問を呈する。そして、プレモントレ修道院の所領形成過程を詳細に検討し、その特徴は個々に展開していた十二世紀の新しい修道会の経済活動において共有されていたと主張するのである。彼はまず、フロレフを含む初期の主要なプレモントレ会修道院の足跡を明らかにし、そこから、シトー会とプレモントレ会はほぼ同時に誕生し、相互に密接な関係を結びつつも、お互いの活動範囲を限定して相手の領域を侵すことなく発展したため、一方を他方が模倣するのは不可能であつたことを指摘する。続けて修道会の本拠であつたプレモントレ修道院に關心を集中し、その文書史料から二五のクルティスの存在を確認し、その中から地理的・社会的条件の異なる六カ所を取り上げて検討した。その結果、プレモントレ修道院のクルティスとは、水車や水路を備えたある程度の広がりをもつ所領単位であり、有力者からの寄進と修道士による開発によつて形成されていつたとする。しかし所領形成が行われた地域では開発と定住が進行しており、しばしば周辺社会との利害対立を引き

起こしたため、所領が成立しうる前提として、国王、司教、領主といった社会の上層部との密接な関係が重要であったとしている。また、それらの所領は修道士と助修士によって経営されていたが、特に森林開発においては賃労働者が利用されていたことも指摘した。加えて、水車の設置、水路の整備、水門の所有、葡萄搾り器の建設、十分の一税の徴収等の多様な経済活動が積極的に展開されたことを明らかにしている。このようなプレモントレ修道院の所領経営の像は、未耕地の開墾による所領形成と自らの手による直接経営という新しい修道会の所領経営に関する伝統的見解とは大きく異なるが、ボーチエはこれを例外的と考へてはいない。彼は、新しい修道会の諸修道院は創建された地域でそれぞれの条件に応じた多様な所領経営を積極的に展開しており、プレモントレ修道院の所領経営もその一例だと考へているのである。

ボーチエと前後して社会・経済的側面からのプレモントレ会研究を発表したブリユネルも、期せずして同じプレモントレ修道院の文書史料を素材としている。彼は、ランス司教区とソワツソン司教区でシトー会の数倍ものプレモントレ会の修道院が創建され、豊富な史料が伝来しているにもかかわらず、その経済生活が検討されてこ

なかつたことを、フランス史における大きな損失と考へた。そして、その空白を埋めるべく、プレモントレ修道院の文書史料を中心として周辺修道院の史料をも参照しつつ、所領で展開された農業活動の実態を農業と技術という観点から明らかにしたのである。それによると、プレモントレ修道院は寄進によって獲得した耕地を中心にクルティスを設定し、積極的に開発を行って所領を拡大した。そこでの農業活動としてまず挙げられるのは穀物栽培である。プレモントレ会を特徴づけるものとして、水車の獲得と設置への意欲があるが、それらは主に修道院領で生産された穀物を挽くための動力として利用された。プレモントレ修道院が所有していた水車が三〇を越えていたことは、所領での穀物生産性の高さを示している。しかし同時に、それらは使用料と引き替えに近隣の農民によって使用されることもあった。その管理と経営のためには専門の小集団が修道院内に組織されていたが、必要に応じて外部から技術者が導入された。また、創建当初から多くの葡萄畑が獲得され、所領では葡萄栽培も盛んに行われていたことを示す多くの文書が伝来している。その技術は助修士のなかで、都市で葡萄酒生産にたずさわっていた家の出身者によって修道院にもたらされ

た。さらに、プレモントレ修道院領で重要であったのは、採草地と放牧地である。これらは始めは寄進によって、次いで修道士による森林開墾や灌漑によって獲得された。家畜の種類や数を示す情報は少ないが、複数のクルティスで数百頭の羊の飼育が確認されている。また、修道士の治金技術は周辺住民の農業経営にも恩恵をもたらした。このような活動の労働力として、創建当初からの賃労働者の存在が指摘される。また、これらの生産物の商品化についての具体的な情報は無いが、船舶のための水路の整備や航行技術の習得は、修道院による商業と流通への関心を示しているとブリユネルは考えているのである。⁽⁸⁾

文書史料の分析によるプレモントレ会の社会・経済的側面におけるこうした具体的な検討は始められたばかりであり、今後一層の個別研究の蓄積が必要ではあるが、注目すべきは、初期シトー会修道院と周辺社会・経済との関係をめぐる研究動向と、それが相応していることである。これまで、シトー会修道院がとかく独自の発展をなした理由については、議論が大きく分かれてきた。その一方は、修道院は領主層によって定住と開発の進行していた地域に強引に設置され、周辺農民の農業経営とは異なった独自の所領経営を行ったため、周辺農民との

間に深刻な軋轢を生んでいたとする、地域社会からの隔絶説である。⁽⁹⁾そしてもう一方は、むしろ修道院は始めから地域の経済発展を利用することを意図しており、その成功によって自らも発展したが、地域の経済活動に飲み込まれてしまったとする、地域社会への埋没説である。⁽¹⁰⁾これに対してプレモントレ会研究においては、修道院の貴族的性格、定住の進んだ地域での独自の所領経営、そして周辺住民との対立に言及しているボーチエを隔絶説、創建当初からの地域経済を利用した利益追求の姿勢を主張したブリユネルを埋没説とすることができ。そして重要な点は、シトー会研究はこのような対極的な主張の中間で、ブーシャルに代表される周辺社会との関係について実り多い成果を生み出していったことであり、これがプレモントレ会研究でも参考となることである。近年のシトー会研究は、経済的な視点からのみ分析しがちであった傾向への反省をもとに、修道院と周辺地域との社会的諸関係を、具体的に見直すことによって、研究の枠組みを作り出してきている。そこで念頭におかれているのは、第一に、修道院を結節点とした多様な社会層、ことに周辺在地有力者との相互依存関係であり、そこからシトー会修道院を当時の社会での特別な存在と

みなす傾向から離れて、これを周辺地域の本質的な構成要素とする見解が押し出されている。⁽¹¹⁾第二は、シトー会修道院を中心として作り出される空間での特有な景観であり、現在の環境や景観の保護運動と結びついて出てきたこれに対する関心は、その中で住民の状況をも探ろうとする意図も明確に含んでいる。⁽¹²⁾例えばブリュネルの研究は、プレモントレ修道院領における農業技術という視角から、周辺住民と修道院とがある空間で共存している姿を明らかにしているが、こうした方向での史料の検討がなお必要であろう。

本稿では研究史の成果と課題をこのように踏まえた上で、ベルギーで最初のプレモントレ会修道院として、ナミュール近郊に一一二一年に創建されたフロレフ修道院を対象とし、十二世紀の文書史料を材料として、所領経営の実態と周辺社会との関係を多面的に明らかにする試みである。

フロレフ修道院に関わる史料は、記述史料と文書史料のいずれについても伝来しているが、本稿では特に文書史料を具体的な分析の対象とする。⁽¹³⁾その中でも十二世紀のフロレフ修道院の社会・経済状況を明らかにするため利用可能なのは、主にカルチュレル⁽¹⁴⁾に収録された写

本で伝来している寄進文書・権利確認文書・紛争解決文書等である。十三世紀末に作成された著名なカルチュレルと、十七世紀の補足的な二編が伝来しており、そのほぼ全てがバルビエによって刊行されている。そこに収録されている文書の総数は四二八通であり、そのうち十二世紀に発給されたものは八九通である。⁽¹⁵⁾

フロレフ修道院に関する最も基本的で詳細な研究は、文書史料の編纂者でもあるバルビエによるものであり、⁽¹⁶⁾それ以降の仕事は改革派修道院全体についてのそれと同じ流れを示している。ことに重要なのは、この修道院が代表的研究者達の関心を引いてきたことである。地域経済への埋没論を唱えたデスピイは、フロレフ修道院の分析をその主要な論拠としている。⁽¹⁷⁾また、ボーチエは、プレモントレ修道院の文書を主要素材としているが、それを含む初期のいくつかの主要な修道院で同様の所領経営が行われていたことを示すために、フロレフにも言及している。⁽¹⁸⁾これらに対して、より柔軟で在地の諸関係に密着したものとして、ペクトールとベイステルフェルトの業績を挙げることができる。ペクトールの中心的な課題は修道院に隣接する都市フロレフであるが、都市の形成過程で修道院とナミュール伯が果たした役割の重要性に

着目して、修道院と周辺社会との諸関係の解明にかなりの頁を割いており、特に十三世紀以降の森林用益権をめぐる都市住民との係争の経緯を明らかにしている。⁽¹⁹⁾ ベイステルフェルトは、周辺貴族層からの寄進によって形成されたフロレフの一所領である、Postelの状況を詳細に検討して、シトー会修道院についてブーシャルがしたと同様に、貴族層とフロレフとの間に相互依存関係を検出している。そもそも主要な寄進対象であった土地をめぐっては、地縁的・血縁的な絆で結ばれた複数の権利保持者がいた。土地所有が修道院に移されても、これらはなお、多様な権利を持ち続け、しかも寄進を受納したフロレフは、これらのために墓所を提供したり年俵を行ったりする義務を負っていた。寄進によって修道院と周辺貴族層との間に永続的ネットワークが作り出されていたと強調しているのである。⁽²⁰⁾ さらに、フロレフ修道院自体によって編纂・刊行されている論文集では、建築物の考古学的調査に基づいた諸研究が発表されており、修道院創建時の小教区教会と本院との位置関係を明らかにするなど、具体的な情報を提供してくれる。⁽²¹⁾ このように、フロレフ修道院をめぐる状況は次第に解明されつつあるが、所領形成をめぐる周辺社会・経済との関係はなおま

とめて検討されているとは言い難い。それ故、十二世紀文書の検討によってフロレフ修道院の社会・経済的諸側面を具体的に描く本稿も、研究史の現段階において十分な意味を持ちうるであろう。

一 所領

一―一 地理的・社会的環境

文書分析の前提として、フロレフ修道院創建期の地理的・社会的環境を、先行研究によって描写することから始めよう。プレモントレ会に属するフロレフ修道院は、ナミュールの近郊フロレフに、一一二一年ナミュール伯によって創建された。当該定住地はカロリング家の所領を枠として定住が進んでいたが、この所領の分裂に伴っていったん失われていた統一が、ナミュール伯による寄進によって再建された。⁽²²⁾ フロレフの重要性を一層高めたのは、それが領邦の防衛拠点となったことである。十二世紀前半から十三世紀半ばまで、後継者問題をめぐってナミュール伯はエノー伯と対立関係にあり、後者による攻撃の危機にさらされていた。サンブル河が湾曲して岩の多い谷を作って突出しているフロレフは、こうした状況のもとでナミュール伯にとって防衛の要であった。そ

のため、伯は一一〇二―一一二一年にフロレフの領域内に自有地を購入し、その際、住民達にフランシーズ特権を譲渡したのである。伯が後にプレモントレ会の修道士達に修道院創建のために寄進したのは、まさにこの自有地であり、修道院は既に都市的性格を帯びていたフロレフに隣接することとなった。さらに、ナミユール伯によつて一一五一年に都市と修道院が同じ囲壁によつて防備化されることによつて、フロレフ修道院は都市フロレフとの一層緊密な関係のもとに置かれることとなった。⁽²³⁾ また、フロレフ修道院は創建時に基礎財産として修道院に隣接する都市フロレフの小教区教会をも提供され、プレモントレ会にふさわしくその司牧を担当したため、住民との接触も日常的であつたと考えられる。⁽²⁴⁾

以上のように修道院の本院は都市フロレフと密着していたが、その所領はムーズ・サンブル河に沿つて、主にナミユール伯領内に広範に展開していた。ナミユール伯領に関する網羅的な史料調査に基づくジェニコの研究によれば、ここでは古くから定住は進んでいたが、起伏に富んで森林が多く、大土地所有や大規模定住地はそれほど存在せず、約四五〇ほどの小規模集落が散在していた。ムーズ河には流れの早い場所も多かつたが、サンブル河

はより穏やかで広い岸を持ち、そこに沖積土による豊かな採草地を作り出していた。小規模河川は水車等の動力源として利用されていたが、伯領内で航行可能なのはこの二つの河川だけであり、これらの河川に流通の大半が集中した。このような地理的環境のもとで、中世ナミユール伯領では穀作はそれほど発展せず、サンブル河に沿つて広がるわずかな畑で産出されるスペルト小麦が目立つくらいであつた。あくまでも相対的ではあるが、サンブル河の南では起伏が激しくて小河川が蛇行し、小石が多くて土地はやせていたが鉱物資源があり、森林が広がっていた。他方、北は起伏は緩やかでより肥沃であり、森林では開墾が進んで耕地が入り込んでいた。⁽²⁵⁾

一―二 クルティイスの構造的特徴

フロレフ修道院の所領形成過程を描くには、聖俗有力者が発給した寄進、寄進確認及び所領確認を内容とする文書が主な素材となる。原則として、寄進文書と寄進確認文書は一つ一つの財産が何時、誰から、どのような経緯で修道院にもたらされたかを記載し、教皇や国王による修道院所領の確認文書は、網羅的列挙によつて文書発給時に修道院が獲得している財産の全てを示すと考えら

れている。しかし、フロレフ修道院の文書事情はこのように想定された原則とはかなり異なっている。まず、十二世紀に修道院によって獲得された所領の全体像を明らかにする手がかりとなるはずの、国王と教皇による所領確認文書は六通ある。それらは、一一三八年に教皇インノケンティウス二世、一一五一年に教皇コンラドウス二世、一一五二年にドイツ国王フレデリック、一一七九年に教皇アレクサンデル三世、一一八二年に教皇ルキウス三世、一一九四年に教皇ケレスティヌス三世によって、それぞれ発給されている。⁽²⁶⁾これらの文書において列挙され、確認されている財産が完全に網羅的であり、年代を追って新たな所領が順次追加されているのであるなら、これらの文書を年代順に並べることによって所領の拡大状況が追跡できるはずであるが、残念ながらそうなっていない。六文書で列挙された所領をつきあわせてみると、それら全てに登場するものがないばかりか、若干の文書でだけ言及されていないもの、逆に一通あるいは二通の文書でしか書かれていないもの等があり、その記載方法に法則性を見いだすことは難しい。また、寄進文書と寄進確認文書で登場した財産が全て所領確認文書に記載されているわけでもない。従ってフロレフ修道院領の全体を、

年代ごとに表示することは殆ど不可能なのである。ともかくここでは、少なくとも所領確認文書に記載された所領は、他者への譲渡による修道院財産からの離脱を記す他の関連文書がない限り、全て修道院によって獲得され、保持され続けていたものと考えることにする。その結果、一一九四年の教皇文書発給時までには、二〇箇所のクルティス、⁽²⁷⁾二一箇所の教会、⁽²⁸⁾六箇所の水車、⁽²⁹⁾一箇所の施療院、⁽³⁰⁾その他自有地、採草地、放牧地、森林、あるいは村落や十分の一税等の多くの土地財産がフロレフ修道院に所属していたことになる。このように修道院に獲得された財産は多岐に渡っているが、これらの全種類が最初の確認文書である一一三八年のインノケンティウス二世文書から登場しており、⁽³²⁾フロレフ所領の多様性が当初からのものであったことを示している。

プレモントレ会のクルティスとはシトー会のグランギアに相当し、狭義では所領の中心となる館を指すが、広義で用いられる場合はその周辺の土地等を含めた所領単位を示すという、両義性を持っている。個々の史料でクルティスが狭義・広義のどちらの意味で用いられているかは、文脈によって判断するほかない。しかし、教皇や国王による所領確認文書でクルティスの語が用いられる

場合には、個々に獲得された所領をとりまとめて記載するといふこれらの文書の性格から、所領単位であることが多い。本稿ではクルティスという用語を主として広義の所領単位として使用し、支配拠点である領主館として狭義の場合には、それに応じた説明的な表記を用いることとする。

さて、教皇や国王による所領確認文書は、個々の財産に関しては、原則としてその所在以上の情報を示してくれないため、所領形成の事情を明らかにするためには、そこに記載されている諸要素を、寄進文書と寄進確認文書によって個々に追跡することが必要となる。しかし、所領確認文書に列挙された財産全てについて、その来歴を示す関連文書が伝来しているわけではない。また、前述した通り、寄進文書や寄進確認文書に登場する財産の全てが、所領確認文書に記載されているわけではない。従って本稿では、複数の関連文書によってその獲得状況と発展の経緯をたどることの可能な所領を対象として検討を行う。まず、その条件を満たす所領の中でクルティスと呼ばれているのは、Grand-Leez, Herlaimont, Valle-Columbina, Marlagne, Mornignont, Postel, Rozée, Verofle, Wanze, Meillinga, Famelette, Versel の一二箇所である。

本稿が分析する約九〇通の文書のうち所領確認文書六通以外で、クルティスを対象とした文書は、ほとんどをこれらのクルティスごとに分類することができる。これに加えて、極めて多様な種目の財産が多数存在しており、そのなかで複数の文書が伝来しているものとしては、Auvélais の水車、Franière の水車、La Ferté の水車、Ardenelle の土地、Sart-Bernard の土地、Fumay のスレート採掘地が挙げられるが、これについては次節で検討する。

十二世紀フロレフの文書史料のうち、上記の一二箇所形成における五つのパターンが検出できるので、以下ではそれを通じてフロレフ修道院のクルティスの構造を明らかにする。第一は、始めに土地を獲得し、その後クルティスに成長する型で、Herlaimont, Verofle, Valle-Columbina, Mornignont がこれにあたる。もともと詳細な情報を提供してくれる Herlaimont は後に詳述するため、まず Verofle を取り上げると、そこでは、一一三四年にリエージュ司教文書⁽³³⁾で確認された Mathilde de Wichard の寄進にかかる『土地と十分の一税の半分』《*terram et dimidium decime*》が、一一五二年ドイツ国

王文書での列挙では、『Veroffie クルティスとその十分の一税の半分』《*curtem de Veroffie et dimidiam partem decimae ejus*》となっており、後者の時点では本格的な所領の姿をとっている。次いで、Valle-Columbinaについては、一一三八年の教皇文書での『セソリドゥスと四デナリウスであなた方が Gauthier de Villers から保有している』Valle-Columbina にある土地』《*terram quam tenetis in Valle-columbina a Waltero de Villers, sub censu septem solidorum, et quatuor denariorum*》が、一一五二年の国王文書では『Valle-Columbina のクルティス』《*curtem de Valle-columbina*》と簡潔に記載されており、修道院による所領形成が確認される。さらに、Mornignont は一一五二年ドイツ国王文書の列挙部分で『Mornignont の自有地の半分』《*dimidiam partem allodii de Mornignont*》とされているが、一一七九年の教皇による所領確認文書では『Mornignont のクルティスとその自有地の半分を、漁場と森林及びその付属物を含めて』《*curtem de Moringemont, et dimidiam partem allodii ipsius cum piscatura, cum silvis et pertinentiis suis*》と書かれており、この時点でクルティスとなっていたことが明らかとなる。

第二は、施療院がクルティスとなる型である。これにあてはまるのは Wanze だけであるが、七通もの関係文書によってその形成過程をかなり詳しく辿ることができ。まず一一二七年にナミユール伯夫人によって発給された文書⁽³⁴⁾によると、夫人は Wanze に持つ自有地に、伯の同意と家中の総意をもって施療院を建設した。そしてこの建物を、すぐ北にある Sant-Remi 教会に属する Warnant の十分の一税の半分と、別の伯夫人に属していた Biise の自有地の一部とともに、フロレフ修道院に寄進した。こうした寄進を教会最高の権威によって確認してもらうため、ナミユール伯夫人は教皇に年貢租として金貨一枚を支払うことになる。また Biise の自有地の譲渡に関して、もし伯夫人の死後に、彼女の相続人達がこの土地への権利を主張した場合には、フロレフからの一〇〇ソリドゥスの年貢租によって、より施療院に近い適当な他の自有地と交換されるという条件も付されている。

続く一一二八年に発給された文書⁽³⁵⁾で教皇は、自らへの年貢租を条件に、伯夫人によるフロレフへのこれらの寄進をまとめて、『Wanze の村にある施療院の建物』《*Hospitale domum in villa Wanze*》という表現で確認

している。さらに一一三八年の教皇による文書では、ひとつは無償で、いまひとつは二ソリドゥスの年貢租で保有される Wanze の二つの水車、『あなた方の小教区内において、サンブル河のこちら側にある、Hugues Multon から保有している土地』《*terram quem tenetis ab Hugone Multone circa Sambram in parochia vestra*》の他に、上記の施療院の建物が確認される。そして、一一五一年の教皇所領確認文書の記載が一一三八年の先行文書とほぼ同じであるのに対して、一一五二年ドイツ国王文書では、フロレフが『Wanze と呼ばれる村にある施療院の建物とその全ての付属物とともに』《*domum Hospitalem in villa quae dicitur Wanze, cum omnibus appenditiis*》所有することが確認されている。この表現は、一一三八年と一一五一年の文書では三つの別々の単位として列挙されていた財産が、まとめてひとつの所領となっていることを示している。そして、一一六三年にメッス伯 Hugues de Dasbourg によって発給された文書⁽³⁶⁾においては、まず、彼の祖母であるナミニール伯夫人による『Wanze と呼ばれる場所から水車までの耕地』《*de loco qui dicitur Wanzia, scilicet culturam usque ad molendinum*》の寄進及び、『修道士達の建物と館の置かれていた場所』

《*locum videlicet in quo edificia eorum et curtilla sita sunt*》のそれまでの寄進が確認される。この文書で用いられるクルティリアの語は、修道士の建物と並列させられている点からしても、おそらく所領拠点として機能していた館と考えなければならぬが、クルティスと同根の語が用いられているところから、この時点ですでに所領としてのまとまりはかなり強くなっていたと思われる。次いで、メッス伯自身による寄進として、Warnant の教会と『Balduinus の土地、Adelaidis の土地、Alardis の土地、私のある農民から寄進として彼らに譲渡された Cutuain の土地』《*terram scilicet Balduini, terram Adelaidis, terram Alardi, terram de Cutuain datam eis in elemosinam a rustico meo*》とが、それぞれ伯への年貢租の支払いを条件として、付け加えられている。最後に、一一七九年教皇所領確認文書においては、Wanze の施療院と Warnant の教会がそれぞれの付属物とともに挙げられているのと並んで、『クルティスとその付属物』《*curtem... cum appendicis suis*》が登場している。ここで用いられているクルティスの語は、以上の経過の上になんて考えるなら、所領全体を意味するとしてよい。ただし、その中では施療院が所在していた

Wanzeと並んで、Warnantにも重点が置かれていた様子が見えるが、所領の地理的再現の作業は不可能で、詳細を明らかにすることができない。このように、村の中に俗人によって建設された施療院を獲得した修道院は、周辺の土地、十分の一税、水車を獲得し、所領拠点となる館（上記引用のクルティリア）を建てた上で、さらに寄進の獲得によって教会と土地をつけ加えている。その結果、ここでは多様な財産が、施療院、クルティス、教会といった要素をそれぞれ中心としてまとめられ、それらをゆるく束ねてひとつの所領となっていることが指摘できる。また、この所領はナミュール伯の血縁者を中心とする領邦君主から農民までの幅広い層からの寄進によっているが、その多くは修道院による年貢租支払いを条件としていた。

フロレフ修道院によるクルティス形成の第三のパターンは、始めに教会が獲得され、後にクルティスに成長する型であり、RozeéとPostelがこれにあてはまる。Rozeéは俗人同士の質入れをめぐる争いの中でフロレフに寄進されているため、当初に複雑な状況があり、一一六〇年のナミュール伯による寄進確認文書³⁷⁾にその経緯が記載されている。まず、サン・ランベール参事会員であ

る Jean de Faing が、Acoz の村で所有していた自有地を、借金に悩んでいた甥の Theodoric に与え、甥はこの自有地を二マルクで質入れした。しかし、Theodoric はこれを買い戻すという約束を果たさなかったばかりか、伯父の羊四〇〇頭をも横領したため、怒った Jean は甥に対して、代わりに Rozeé の村を渡すよう要求した。この要求が満たされ、怒りを和らげた Jean は、Rozeé の村の十分の一税を Theodoric に与えたが、彼はこれをまた六マルク半で質に入れ、買い戻すこともできなくなった。このような事態を憂慮したナミュール伯によって、次のことが取り決めた。それは、フロレフ修道院が Theodoric の借金を肩代わりして返済するという条件で、Jean も Theodoric も権利を一切放棄し、Acoz の自有地と Rozeé の教会と十分の一税が全ての付属物とともにフロレフに引き渡される、という内容である。Acoz と Rozeé は多少離れて所在しているため、一一七九年の教皇による所領確認文書では、『Acoz の自有地の半分』《dimidium allodii de Acoze》及び『Rozeé の教会とクルティスとその付属物』《ecclesiam de Rozeis et curtem cum appenditiis suis》と、別個に記載されている。しかし注目すべきは、一一六〇年文書で『Rozeé の教会と十

分の一税とそれに属する全て』《ecclesia de Roseis cum decima et quicquid ad eam pertinet》と記載されていたのが、一一七九年文書ではクルティスとなっている点である。

Postal に関しては三通の所領確認文書と一通の寄進確認文書があり、後者はその起源から一一七三年の文書発給時までの状況をとりまとめて具体的に記している。まずこの所領の初出は、一一三八年の教皇による所領確認文書の『Postalの三分の一』《terciam partem Pstulae》という記載であるが、一一七三年の文書での『Fastre de UtxichtはPostalの教会が建てられている地所の三分の一の部分を……フロレフ教会に譲渡した』《Fastradus de Utwich terciam partem predii, in quo ecclesia de Postulo fundata est... Florefiensi ecclesie dedit》との文面を参照すれば、その起源は教会であると考えられる。ついで、一一五二年のドイツ国王文書には、『Postalのクルティス』《curtem de Postuir》と記載されていて、教会の獲得からクルティスの設定へと進んだことが明らかになる。そして、一一七九年の教皇文書で『Postalと呼ばれるクルティスをその十分の一税と付属物とともに』《curtem que vulgo dicitur Postula, cum

decima et appenditiis suis》という記載が現れ、本格的所領となったPostalが全体としてフロレフに所属するようになったことを示している。この間の事情を示してくれるのが一一七三年文書である。まず、Fastre de UtxichtはPostalの教会が建てられている地所の三分の一をフロレフに譲渡し、さらに近隣のReuzelの地所の三分の一、Reuzelの村の教会の三分の一、放牧地／沼地／新開墾地における全ての権利、さらに森林の三分の二をも譲渡した。その後、Arnouldという人物がReuzelの所有地の六分の一を、Berthe de Balatheimが他の六分の一を譲渡し、また他の六分の一をDidrad de Ristelが譲渡した。さらに同じReuzelで、Roger Scademuleが小地所をニデナリウスでフロレフに売却した。加えて、前述のBertheとGuillaume de Uchtereは、教会、十分の一税、畑地、森林から構成されるBladelの所有地を半分ずつ所有していたが、それぞれの持ち分をBertaはトンヘレン修道院へ譲渡したのに対して、Guillaumeはフロレフへ一〇マルクで販売したという。しかし、その後、トンヘレン院長は、Bertheから入手した持ち分を一〇マルクでフロレフに販売しているのである。さらにこの文書は、このような所領の獲得に関して、『寄進の主

な理由は神であったとはいえず、この修道院は個々の相続者にまで下りていって、購買に多くの費用を費やした』
《Et licet Deus principalis causa oblationis fuerit, tamen multa expensa emptionis ad singulos heredes descendens ista consummavit》と明言している。こうして Postel のクルティスは、Postel, Reuzel, Bladel という三つの定住地を結合して成立しているが、それぞれでまず教会が入手された後に、その周辺の土地が何回にも渡って獲得されており、それは寄進だけでなく、購入にもよっていたのである。

第四のパターンは、教会とその付属物、水車及び所領の拠点となりうるような館が、始めからひとまとめに譲渡された例で、Grand-Leez のクルティスがそれである。一一七五年にアフリヘム修道院が発給した文書⁽³⁹⁾において、五ソリドゥスの貢租支払いを条件として、『Grand-Leez の教会がその基礎財産と大小の十分の一税の全て、及びその全ての付属物とともに、さらにその小教区内に設置されたクルティスがその全ての土地とともに、そして水車の半分がそこで我々が所有していた全てとともども』
《ecclesiam de Laiz cum dote sua et decima integra, minuta et grossa, cum omnibus appenditijs suis, et

curiam in eadem parochia constructam cum omnibus terris suis, et dimidium molendium, et omnino quidquid ibidem possedimus, totum》アフリヘムからフロレフへと譲渡された。しかしフロレフ修道院はこれだけで満足せず、周辺への拡大をはかっている。一一九一年にブラバン公が発給した文書⁽⁴⁰⁾によると、Henri de Grand-Leez が隣接する二〇〇ボニエの森を、年貢租を条件にフロレフに寄進しているが、一一九四年の教皇による所領確認文書では、これが『代価をもって買われた二〇〇ボニエの森』
《ducentis bonariis silve, precio empte》と書かれており、年貢租支払いを条件とする寄進よりもより強い権利をもたらす購買という表現を盛り込ませている点からも、修道院のこの森の所有への意欲が窺われる。一一九七年にリエージュ司教によって発給された紛争解決文書⁽⁴¹⁾によれば、修道院のこの強引な拡大政策は寄進者家系との軋轢をもたらし、Henriとその息子達は、Leez の教会とその基礎財産、十分の一税、水車の半分、クルティス、二〇〇ボニエの森という先行文書の挙げた全ての財産について、自己の権利を主張するに至った。しかし結局これは却下され、一一九七年にブラバン公によって発給された文書⁽⁴²⁾において、彼らは Grand-Leez の『クル

ティスに属する全てにおける』《in omnibus ad eadem curiam pertinentibus》権利を放棄させられている。これは、フロレフ修道院の所領拡大への努力とともに、新たな獲得をも含む多様な財産が、クルティスという単位にまとめられていったことを示している。

所領形成パターンの第五は、入手した所領が初めからクルティスと記されているものであるが、こうした場合は、単に関連文書が少なく、それ以前の文書が伝来していないという可能性もある。まず、Vervis については、一一三八年と一一五一及び一一五二年の所領確認文書において、『Vervis のクルティス』《curtem de Vervis》と記載されているが、一一八二年の教皇文書では『Vervis のクルティスをその付属物とともに』《curtem de Vervis cum appenditiis》となり、若干の拡大が示されている。また、Meilinga については、一一三八年と一一五一年の教皇文書において『Meilinga のクルティス』《curtem de Meilinga》と記載されるのみである。さらに Marlagne についてであるが、初出は一一五一年で、ナミユール伯がフロレフ住民に対して修道院の創建に先だって賦与した枯れ木権の確認文書⁽⁴³⁾で、Marlagne もその区域の一部として触れられていたが、

翌一一五二年の所領確認文書で、『Marlagne のクルティス』《curtem de Marlagne》と記載されている。Famelette については一一八二年と一一九四年の教皇文書で『Famelette のクルティス』《curtem de Famelette》と書かれており、Versel についても、同じく一一八二年と一一九四年の教皇文書に『Versel のクルティス』《curtem de Versel》と記載されるのみである。

以上の分析から、荒地地での修道士の開墾によって設定されるという古典的な図式と大きく異なっており、フロレフ修道院のクルティスは、開発と定住が進行して重層的な権利関係がすでに存在している場所で、複雑な経過によって形成されていたことが明らかになった。そのパターンは様々であるが、そこで重要なのは、土地を獲得して拠点となる館を建設し、それを中心として周辺の土地を獲得して、一円的な所領であるクルティスを構成したとは単純に言い切れないことである。フロレフ修道院の所領は土地以外に、施療院、水車、教会をも起点としている。そして、それぞれの要素を核として周辺の財産を入手し、それが有機的に結びついて、必ずしも一円的ではないが、ともかくひとつの大きなまとまりを形成してゆく。所領を構成する諸要素の大半は寄進によっても

たられたが、年貢租の支払いを条件とするものも多く、また、購買もかなり見られることから、修道院は所領の獲得のためにかなりの出費をしていたことは確実である。獲得された財産の中でことに重要なのは、教会、十分の一税、水車である。従ってフロレフ修道院のクルティスは、領主館以外にも複数の中心をもつ多核的な構造を示しており、いくつもの小さな円の集合となっていたと考えられる。このような構造を可能とした大きな要因として、都市に隣接して創建されたという立地に加えて、フロレフ修道院が小教区教会での司牧を担当しうるプレモントレ会に属していたことが挙げられるであろう。このような条件のもとでフロレフ修道院は、周辺住民と絶えず交流を持ち、周辺社会の中に深く入り込み、時にはそれを利用して支配拠点を押さえ、そこから周辺の土地やそれに関する諸権利を獲得していったと考えられる。以下では、どのように周辺社会関係に食い込み、どのような人々からいかにして財産を獲得していったかに着目して、関係文書の豊富な Herlaimont の例の検討を行う。

一―三 Herlaimont のクルティス

前掲の一五クルティスの中で最も多くの関連文書が伝

来している Herlaimont を取り上げ、所領形成過程をより詳細に検討する。クルティスの起源については、リージュ司教によって発給されて二つの文章が、全く異なった理解を可能とする情報を与えるため、その点の検討から始めよう。

まず、一一五五年にリージュ司教によって発給された寄進確認文書⁽⁴⁴⁾は、「Fragesnies の城主 Gilles が、父 Othon による寄進を確認するとともに自らの譲渡をもつけ加えるという内容であるが、それによると、Othon は『Herlaimont と呼ばれる場所にある自有地六〇ボニエ』《allodii sexaginta bonuaria sita in loco, qui Herlaimont dicitur》を修道院に寄進している。しかし、これに先行する一一三八年と一一五一年の教皇による二通の所領確認文書では、『Herlaimont のクルティスを六〇ボニエとその十分の一税とともに』《curtem de Herlemont, cum sexaginta bonuarius, et decima eius》とまったく同じ文言が登場しており、この段階ですでに Herlaimont にクルティスが設置されていたこと、及び Othon による六〇ボニエの寄進がこの時点以前であることが分かる。一一五五年文書で父の寄進につけ加えた Gilles 自身の寄進は、次の通りである。『Herlaimont のクルティスと王の

道 (La Chaussée) の間から Capella (Chapelle-les-Herlaimont) と呼ばれる自有地まで延びている土地の全部。さらに彼の土地を通り、そこで神に仕えている修道士達の水車にかかり、あるいは必要な物を所々に運ぶ Piéton の水流を、年貢租二ソリドゥスを代償に譲渡した』《Terre inter ipsam curtem scilicet Herlaimont et regiam viam adiacet usque ad allodium illud quod Capella nuncupatur. Preterea aquam de Pietun per suam terram super molendinum fratrum ibidem Deo famulantium, sive per loca necessaria ducendam, pro annuo censu duorum solidorum concessit》。この文言の前半では明らかに、二つの地点の間に所在するある領域の寄進が述べられているが、その一方である Herlaimont のクルティスが、この時点でフロレフに所属したことは、前掲した一二三八年と一二五〇年の文言に見える。また、もう一方の Capella も同じ一二三八年文書に、『Capella にある自有地 Capella にある Folorin の土地と Arnould の土地』《allodium in Capella, item in eadem Capella terram Folorini, et terram Arnulphi》とあり、さらに一二四〇年にカンブレ司教によって発給された文書⁽⁴⁵⁾では、フロレフ院長の嘆願によって、Chapelle-les-Herlaimont の教会

が譲渡され、一二五〇年の教皇文書によって『Capella の教会と自有地』《altare de Capella, et allodium in Capella》の所有が認められているのであって、一二五五年にフロレフに属したことが明らかである。従って、Giles の寄進は、フロレフが既に地歩を固めていた二つの地点をつなぐもので、これによって、修道院はまとまりのよい所領を形成することができたことになる。また、Giles の寄進文言の後半に記された貢租支払いを条件とした水流の譲渡は、そこでの水車の存在が前提となった表現であるが、一二四五年の教皇による寄進確認文書⁽⁴⁶⁾に記載された、Ebbie が譲渡した Piéton 河沿いの水車がそれに当たることは確実である。こうして、一二五五年時点での Herlaimont のクルティスとは、Herlaimont から Piéton 河を越えて東は La Chaussée まで、南は Chapelle-les-Herlaimont まで延び、水車と教会を備えた、おそらくほとんど一円的と言ってもよいほどの所領であったことになる。

さて、これとは異なった理解に導く材料が、一二六三年に同じリエージュ司教によって発給された紛争解決文書⁽⁴⁷⁾に記載されている、以下の文言である。『Othon de Trazegnies 殿とその妻 Helvide は、……フロレフ教

会に Herlaimont と呼ばれる、ある見捨てられた場所を、Piéton 川と Chaussée と呼ばれる道の間にある土地とともに、一部は寄進として、一部は教会から彼らに与えられる二〇マルクと引き替えに、譲渡した。更に・・・ Piéton 川と Chaussée と呼ばれる王の道の間にあつて、Herlaimont のクルティスにあるいは Trazegnies の自在地に属している、全ての畑と家畜に対する全ての十分の一税を、誰の相続の分け前もなしに、前述の教会に譲渡した。』《Hosto, Trasiensis dominus, ac ejus uxor Helvidis, ... tradiderunt ecclesie Florefensi locum quendam desertum, qui dicitur Herlaimont, cum terra inter Pintonem et viam, que Calcita dicitur, adiacente, partim in elemosinam, partim pro XXX marcis sibi ab ecclesia datis. ... etiam decimam totam et integram et absque ullius sectione portionis, tam in animalibus quam in cunctis agris ad curiam de Herlaimont, sive ad allodium Trasiensiense pertinentibus, inter Pintonem et regium iter, quod Calciatam vocant, jacentibus, prefate ecclesie contulerunt.》
ところで、この文書の措置部は引用部分以外にある。それは、上述の Othon の十分の一税の寄進に対して息子の Gilles が相続の権利を主張し、フロレフから三六マル

クを受け取ることでそれを撤回し、さらに Gauthier de Capella が支払うテラージュと、三ボニエの土地からの貢租六デナリウス及び採草地の貢租一デナリウスをフロレフに引き渡すという内容である。しかし、ここで引用した Herlaimont についての情報は上で分析した文書とはかなり異なっている。一一五五年文書で Othon と Gilles の寄進とされていたものが、ここでは全て Othon に帰されており、しかもそれは売却によって修道院にもたられている。また、自在地とされてきた Herlaimont を『見捨てられた土地』としており、寄進地にかかわる地名もかなり異なっている。

残念ながら筆者には、はたしてクルティスの起源が荒地であったか、さらに、それが修道院にもたらされたのが無償の寄進か、あるいは売却によるのか、こうした問いに答える用意がない。しかし、地名の相違に関しては、次のような説明を試みてみたい。というのも、一一六三年文書で Herlaimont のクルティスの最初の姿を示すために使われている文言が、一一七九年の教皇の所領確認文書に、『Trazegnies の教会と同じ教区にある Herlaimont のクルティスを、Piéton 川と俗語で Chaussée と呼ばれる王の道の間にある全ての土地と十分の一税と

もに』《ecclesiam de Trasinis et in eadem parochia curtem de Herlaimont cum tota terra et decima que inter Pintonem et viam regiam, que vulgo Calcia dicitur, interfacet》と、ほぼ同じ形で再出しているからである。このことから考えてみると、一一六三年文書の与える描写は、クルティスの当初の姿を記しているのではなく、むしろ文書発給時のそれを描いているのであって、一一五五年文書と一一六三年文書の相違は、この期間の所領の拡大を写し出すものであり、有力な考察の素材となってくるのである。

一一六三年文書では、Piéton川と王の道の間という領域が、HerlaimontのクルティスかTrazegniesの自有地に属しているとされている。Trazegniesはフロレフ文書ではここが初出であるが、一一五五年文書で示された領域と比較すると、この時点までにフロレフが所領を獲得して拡大していたことになる。さらにこの文書の後半には、Trazegniesに関する興味深い譲渡が記載されている。事実関係のみを簡略に記すと、Gillesの主人であるGauthier de Fontainesが、ある修道院の所領を略奪したため、Gillesが破門されてしまった。Gillesはそれを解いてもらうため、一一リーブルを修道院に支払う約束を

していたが、果たす前に死んでしまい、この修道院は彼の埋葬を拒絶する。しかし、伯父と妻の父の嘆願をうけたフロレフ修道院が仲介の労をとり、代わりに支払いをすることによって事態が解決したため、妻は感謝の印として、Trazegniesの教会をその十分の一税と全ての付属物とともに寄進し、さらにPiéton川の水流にかけられていた二ソリドゥスの貢租と、ある採草地の貢租七デナリウス、及びCarnisの領民が耕作している土地二〇デナリウスの貢租とを撤廃したのである。以上の記述から、すでに入手していたTrazegniesの自有地を基地として、所領拡大を目指していたフロレフ修道院は、Trazegniesの領主と他の修道院との争いを、自らの出費も辞さずに調停することでこの家系に恩を売り、それを通じて目的を達成したのではないかと思われる。所領での様々な負担の消滅も、Herlaimontのクルティスから貢租を伴う他者の権利を排除することを意味しており、ここには修道院による所領拡充の意志が強く感じられる。

次いで修道院は、Chapelle-les-Herlaimontの自有地の権利獲得のために積極的な動きをみせる。一一六五年にエノー伯によって発給された文書⁽⁴⁸⁾によれば、Chapelle-les-Herlaimontの自有地の十二分の一をめぐってGauth-

ier de Fontainesとフロレフ修道院は争いを繰り返してきたが、両者の間で協定が成立した。それは、Gauthierがこの自有地のフロレフ修道院による所有を認める代わりに、彼がサン・ヴァースト修道院に三〇マルクで質に入れていた十分の一税を、フロレフ修道院が買い戻して彼に引き渡すという内容である。その際、請け戻しの費用を回収する期間は、当該十分の一税をフロレフ修道院が所持するが、その間は修道院にも自有地の所有が認められないという条件がついている。このようにフロレフ修道院は、相当の支払いをした上かなりの時間をかけて、Chapelle-les-Herlaimontの自有地の一部を獲得しようとしており、それがHerlaimontのクルティスを拡大し、できればそれを一円化しようとの強い意欲を示していると思われる。

その後も、Chapelle-les-Herlaimontでさらに拡充政策がとられていたことが、おそらく一一八五年にフロレフ修道院によって発給された文書⁽⁴⁹⁾から明らかになる。近くのGouyには、二人の領主がおり、同じJeanという名を持った俗人と聖職者であった。フロレフ修道院は、まず俗人のJeanから、『Capelle-les-Herlaimontの側にある見捨てられた荒れた土地』《quandam terram desertam

versus Capellam》を獲得し、その十分の一税を得るために、大麦半モディウスの年貢租を彼に支払うこととなった。さらに、『聖職者]eanの前述の土地の別の部分の十分の一税を担保にして』《supra decima alterius partis terre predicte Johannis Clerici》、修道院が三マルクを貸しており、『それを彼が支払えば、十分の一税を自分のものとして受け取るであろう』《quas, cum solverit, decimam suam recipiet》と書かれていて、修道院はおそらくこの聖職者の困窮を利用して十分の一税を取り上げていたと考えられる。

続く一一八六年文書⁽⁵⁰⁾は、この土地をめぐるフロレフとGouyの領主達との間でさらに複雑なやりとりがあり、最終的に修道院が支払いによってこれを獲得するまでの過程を以下のように具体的に記している。まずGouyの領主達が一一八五年文書で譲渡したのは、Gilles de Trazegniesから封として保有していた『Capellaの村の向こう側の土地』《terra supra villam de Capella》であることが明らかにされる。しかし、『この土地についてはずっと以前から争いがあった』《pro qua diu contentio fuit》。そしてこの文書で、この土地について八デナリウスと一モディウスの穀物という貢租が新たに定められ、

これを修道院が Gouy の領主達に支払うなら、この土地からのテラージュを修道院が受け取ることが関係者達の間で一致によって定められた。さらに、この土地で聖職者 Jean が持っていた十分の一税と貢租を、俗人 Jean とその妻と息子の同意をもって、修道院に譲渡されることと定められた。その範囲は、『Theodoric の橋から Lorei 川まで、そしてニボニエの川の向こう側の土地』《a ponte Theoderici usque ad rivum Lorei, et ultra rivum de duobus bonariis terre》と詳細に記されている。そして、これを入手するために修道院が、俗人 Jean に八リール、その息子に二〇ソリドゥスを支払うことが取り決められた。そしてこのような約定の変更は、Gouy の領主の血縁者達の同意と『司祭、村役人、参審人及び Gouy の所領全体の臨席』《presentia... sacerdotis, villici, scabinorum et totius potestatis de Goei》のもとに認められたのであった。

以上を要約すれば、次のようである。Herlaimont のクルティスの起源は、一一三八年以前の Othon de Trazegnies による自有地の寄進である。そして一一三八年までにフロレフ修道院はクルティスを設定し、十分の一税と Chapelle の自有地を獲得しており、一一四〇年

までには教会をも獲得した。一一五五年には Herlaimont から Piéton 川を越えて東は La Chaussée まで、南は Chapelle-les Herlaimont までの、ほとんど一円的な所領となっている。その後一一六三年までには、所領が Trazegnies を含むまでに拡大された。ここまでは Herlaimont のクルティスの大枠が固まったと考えられる。しかし、寄進者である Trazegnies 家で当主の交代があり、先代 Othon が寄進した財産に対して、相続人の Gilles が権利を主張した。けれども、フロレフからの貨幣支払いによって、彼の要求が結局撤回され、さらに三つの場所の貢租が譲渡された。また、フロレフ修道院は、Gilles と他修道院との争いに際して、自らの出費も辞さずに仲介の労をとることで、見返りに所領の様々な負担を消滅させ、他者の権利を所領から排除することに成功している。さらに、一一六五年には Chapelle で、Trazegnies の領主である俗人の担保を請け戻す代わりに、彼との間で係争と対象となっていた Chapelle の自有地の一部を獲得した。その後、一一八五年以降に Trazegnies 家の封臣である Gouy の領主達から、Chapelle 近隣の土地とその十分の一税を貢租支払いと金銭の貸借を利用して獲得したが、これについて争いが起

こるや、修道院は、これらに対する新たな高額貢租の設定と一時金の支払いに依ることによって、全ての関係者の同意をとりつけ、この権利を確認した。こうしてフロレフ修道院は、Trazegnies 家という有力家系を先頭とする俗人貴族諸家系と恒常的な関係を取り結び、その中で所領を獲得し、拡充している。特に、所領整備の段階に入ると積極的に周辺社会関係に介入し、係争や貸借関係を利用して、出費を惜しまず目指す土地や権利を獲得している。それは、Trazegnies 家という有力家系を先頭とする俗人貴族諸家系と相互依存関係にあるというよりは、潤沢な資金をもつ修道院が、その力によって俗人領主達を都合良く動かしているようにも見えるほどである。その目的はあくまでも他者の権利を出来るだけ排除した、なるだけ一円的な所領の実現であり、定額の貢租を支払って所領での生産力向上とともに増加していくテラージュを獲得していることが象徴するように、所領経営に対する積極的な姿勢は十分に感じられるのである。

一―四 クルティス以外の所領

フロレフ修道院領には、水車、村落、スレート採掘地、教会が、クルティスに編成されない財産として所属して

いた。こうした財産種目が、重要な要素としてクルティス内にあることは多かつたが、所領確認文書の列挙部分において、クルティスと区別して並記されているものもあつたのである。前述のように、フロレフ修道院の史料状況から対象は限定されざるをえないが、以下ではそれらを個別に取り上げて検討する。

まず、La Ferte, Auvellais, Franière の三箇所の水車である。一一五四年に教皇使節によって発給された文書⁵¹に登場する La Ferte の水車は、Piéon 河水系の小さな川沿いにある。この水車をめぐって、フロレフ修道院とレシー修道院との間で争いがあり、次のような協定が成立したという。それは、レシー修道院が、La Ferte にすでに存在していた水車を一二マルクでフロレフから買い取るかわりに、フロレフは同じ水流を利用して、その近くに、別の水車を建設する許可を得るという内容である。そしてこの新たに建てられる水車に、Gosselies と Rohardi Sartum と呼ばれる村々の住民が穀物を挽きにやってきたならば、彼らを受け入れることも定められている。この文書からは、フロレフ修道院が水車所有を重視していた点と、それが修道士達によってのみではなく、広く周辺住民にも使用されていたことが確認できる。

Auvlals については三通の関連文書が伝来しており、これらは修道院の明確な意図を示している点で非常に興味深い。その最初は、一一三八年の文書（発給者不明）⁽⁵²⁾である。それによると、まずフロレフ修道院は、『サンブル河沿いに水車を作るために、Auvlals という名の自有地にある土地』《locum ad construendum molendinum in fluvio Sambre, in allodio Auvlois nomine》を獲得したとある。しかし、それは複数の人々に分割されていたため、修道院は『その自有地の全ての関係者達』《omnibus ejusdem allodii participibus》のそれぞれに、年貢租を支払わなければならなかった。さらにこの譲渡には、フロレフの修道士達が水車の上流で魚を獲ってはならないこと、自有地の関係者達が上流・下流で水車の妨げとなるものを作ってはならないことという、二つの条件がつけられており、その上で貢租支払いによって修道士達は全ての徴収から自由になる、と定められていた。また、『粉を挽きに来る人も帰る人も、この自有地の真ん中を通っている道を、自由に定められたものとして持つ』《venientes molere, et recedentes, omnino liberam habeant et determinatam per medium illud allodium viam》⁽⁵³⁾、もし望むなら、この自有地の中でフロレ

フ修道院が家畜の放牧権を持つことも確認された。加えて同じ文書は、『水車の便宜のために必要な』《necessarium ad commoditatem molendini》隣接地がフォッス修道院から保有（貢租はニデナリウス）されていたが、フロレフ修道院はこれをフォッス修道院の同意をもって獲得したとも記している。このように、フロレフ修道院は、水車の建設用地として他人に属していた場所を選び、先行投資によってそれを手に入れ、そしてそこに建設される水車を自由に経営できる条件を整えている。しかも、自らの利益のみを強引に追求することなく、慎重に周辺との利害調整を計っており、住民にも水車の使用を強制してはいない。また、これに隣接する土地も手に入れ、そこでの放牧権をも獲得するなど、単なる水車経営を越えた所領を作り出しているのである。

ところで、同じ一一三八年の教皇による所領確認文書には、『サンブル河沿いにある、Auvlals と呼ばれる自有地にある水車。その自有地の半分を聖職者 Gerard とその兄弟 Morelmeis の Godetroid からニソリドゥスの貢租で、そして残りの三分の二を Fosse のサン・フォイアン教会と貴族である Hugues からニソリドゥスの貢租で、あなた方が保有している』《Molendinum quoque su-

per Sambram fluvium, in allodio quod dicitur Avulois, cujus dimidiam partem tenetis a Gerardo Clerico, et Godescalco fratre ejus Morelmeis, sub censu duorum solidorum, reliquas vero duas partes ab ecclesia Beati Foillani Fossensis, et a quodam Hugone nobili viro, sub censu duorum solidorum」とこの土地には水車が既に設置されていたように書かれている。この文書では年貢租額が先の文書と異なっているが、日付が二月一日と明示されており、先の文書がそれより以前に発給されていて、その間に水車が建設されたと想定される。

さらに、一一五五年にリエージュ司教によって発給された文書は、まず Hugues が『彼の自有地、すなわち Auvelais と呼ばれる村の四分の一とその付属物を、畑、耕地、魚場、森林、採草地、この地所に属している他の財産におつても』《allodium suum, scilicet quartam partem ville que dicitur Auloiz, et eandem partem adjacentem, ubicumque in agris, culturis et aque piscatura, silvis, pratis et ceteris rebus eidem possessioni subditis》修道院に譲渡し、一切の権利を放棄したと記している。そして、この寄進に同意した Hugues の妻と息子と血縁者達、『この自有地に属してゐるこの家中に属する男女

いずれの多くの人々』《multi utriusque sexus de ipsa familia ad predictum allodium pertinentes》が来り、『彼らを解放によつて教会の家中に移すといふ彼らの領主達の命令』《jussum predictorum dominorum suorum, qui jam eos manumissione in familiam ipsius ecclesie traduxerunt》を伝え、教会に対して忠誠を誓つたのである。この文章によつて、いよいよ修道院が水車の所有と経営という枠を越えて、Auvelais の村落の支配に乗り出したことが明らかになる。そして、デスピイによれば、この水車を中心とする所領が完成するのは十三世紀においてであり、そこでは修道院は Auvelais で完全な領主権を獲得して、周辺農民に水車の使用を強制しており、そればかりでなく水車の場所に水門を建設して通行税を徴収しているのである。⁽⁵³⁾

一一九一年に発給された文書（発給者不明⁽⁵⁴⁾）によつて、フロレフ修道院がサンブル河沿いで、Auvelais よりもフロレフに近い Franière に、もう一つの水車を所有していたことが明らかとなる。フロレフは、『Franière の小教区に属する小村』《viculo parochie de Franires》で、『Franière の自有地でのその関係者である領主達』《suis participibus dominis allodii de Franires》、すなわち、

Fosse の参事会、Hugues de Means, Baudouin de Graux の三者と、水車の建設地を共同所有することになったが、フロレフ修道院が水車の建設費用を負担するという条件が付けられていた。しかしこの出費によって、修道院は実質的に水車経営を手中に収めてしまっているようである。それは、フロレフは水車から三者に年貢租一〇モディウスを支払うが、そのうち十分の一税としてのフロレフの取り分二モディウスを除いて、『フロレフ修道院が関係者達と、各々に自有地での権利によって取り分が定まるとおりに、正しい割合で分ける』《Florefiensis ecclesia cum predictis participibus suis, prout quemque de jure allodii sua contingit portio, justa dividet portione》とされているからである。

以上の引用から、フロレフは水車の獲得に意欲を示しているが、それは単に収入源としてではなかったことが分かる。修道院は権利関係が複雑な場所にあえて参入し、出費を厭わずに水車経営を手中に収め、さらに水車を周辺社会を支配するための梃子として有効に活用することを目指していたことが見て取れる。

次に、村落の一部が獲得され、その後も拡大するが、クルティイスとはならない所領として Thiméon, Obaix,

Sart-Bernard を検討する。Thiméon と Obaix は、Herlaimont のクルティイスにはほぼ隣接しているが、最後まで後者のクルティイスに吸収されることはなかった。これらが史料で言及される際の特徴として、クルティイスという文言が登場しないばかりでなく、最初の文書から所領の内容が、あるまとまりをもったものとして、詳細に記載されている点が指摘できる。

Thiméon に関しては、六通もの関連文書が伝来している。一一二六年にリエージュ司教によって発給された文書⁵⁵は、Lambert de Maiserei とその息子 Thomas による寄進の内容を、Thiméon と呼ばれる村の半分にあたる自有地、耕地、森林、採草地、放牧地、水流といったその付属物、教会の半分、さらに三人の非自由人（女性）とその子供達として列挙している。そして、これらは、一三八年の所領確認文書では、Thiméon の自有地の半分以上が一一八八年に発給した文書⁵⁶では、Thiméon の領主である Simon が、その自有地で所有していた全て、すなわち、教会と十分の一税の四分の一、耕地、森林、採草地、放牧地、男女の非自由人、収入と貢租を譲渡したとされている。しかし、次の一一八八年頃に発給された二

⁽⁵⁷⁾ 通はこの寄進をめぐる係争を伝えており、しかも各々が逆の内容を盛り込んでいる。この係争の当事者は、フロレフ修道院とリエージュのサン・クロワ参事会員 Roger であり、後者は Thiméon の自有地の三分の一は彼の母の持ち分であったので、自分に権利があるとしてフロレフに返還を要求したのであった。フロレフはそれに対して、当該の土地は、Roger の叔父であり、正当な領主でもある Simon から寄進されたのであり、それに Roger の父と母も同意していたと反論する。そしてこの係争について、リエージュのサン・ジャック修道院長と首席司祭らが調停者として発給した第一の文書では、フロレフ修道院の言い分が認められ、Roger は Thiméon での権利主張を撤回し、賠償としての二〇マルクと年貢租一〇〇ソリドゥスを支払うことが決定されており、この調停への Roger の同意も記されている。しかしながら、第二の文書では、発給者と調停者が同定できないが、『この件について教皇から裁判官に立てられた我々』《nobis qui super hoc iudices a domino papa fueramus constituti》によつて、全く異なつた裁定が下されたとされている。それは、フロレフの主張を根拠がないものとして退け、フロレフは問題の Roger に三分の一の自有地を返還し、そ

れがなお受け取っていない収入を支払うという内容であった。さらに、有力な情報をもたらしてくれるのが、最後の関連文書である一一九四年の教皇によるフロレフへの所領確認文書で、そこには『大小の十分の一税を含めて Thiméon の教会に対してあなた方が持っている権利の全て。騎士 Simon がその自有地で、土地、森林、採草地、放牧地、男女の非自由人、収入と貢租において持っていた全て』《quicquid juris habetis in ecclesia de Tymium cum decima minuta et grossa; quicquid Symon miles in eodem allodio in terris, silvis, pratis, pascuis, servis et ancillis, redditibus et censu possidebat》が記載されている。これによれば、一一八八年段階で争論がどちらの方向でに決着していたのであれ、一一九四年においては、当該の所領は修道院に所属していたのであった。このように Thiméon では、フロレフ領となる以前からあるまとまりを持つていた村をそのまま修道院が利用しており、フロレフ自身がそうしたまとまりを作り上げていかねばならなかつたクルティスとは、相当性格の異なる所領だつたと考えられる。

村がクルティスと呼ばれることのないままに所領となつた例の二番目は、同じく Herlaimont のクルティス

の近隣に所在する Obaix である。これには五通の関連文書が伝来しており、その最初のもは一一四二年のドイツ国王による寄進文書である。ここでは、スタブロ・マルメデイ修道院長とナミュール伯の嘆願によって、国王から Obaix の村が、フロレフ修道院に譲渡されたとされているが、村には二重の保有関係が存在していた。すなわち、国王がナミュール伯に授封したこの村は、ナミュール伯から騎士 Theodric de Fain に再授封されていたのである。この文書では Theodric が、関係者全員の同意をもって、『全ての収益と用益とともに、土地においても森林や水流においても』《cum omni fructu et utilitate, tam in terris quam in silvis et aquis》、Obaix の村をフロレフへ譲渡している。続く文書は、一一五二年にナミュール伯によって発給された。⁽⁵⁸⁾ ここでも Theodric が伯から保有していた村を『その全体性を保つて』《cum omni integritate sua》、伯とともにフロレフへ譲渡したことが記されているのであるが、『教会、十分の一税、畑（耕作されておても、いなくても）、森林、採草地、放牧地、水流、水車においても、保有民とこの地所に属しているその他のものにおいて』《in ecclesia, in decimis, in agris, culturis, cultis et incultis,

silvis, pratis, pascuis et aquarum decursibus, molendinis, in mansionariis et ceteris rebus eidem possessioni subditis》と所領の内容が具体的に記載されている。さらに、『前述の Theodric に臣従礼をしたいた者達は、もし望むなら、彼らの封をフロレフ修道院長の手から求め、受け取ってよい。そうしなければ、修道院はそれを自分のものとして持つであらう』《ut hii, qui hominum prefato Teodrico fecerant, fidos suos de manu abbatis Florefiensis, si vellent, repetere liceret et accipere; sin autem ecclesia ut suum illud etiam posideret》との文言が続ぎ、Theodric のもとにあった封建関係が、寄進に伴って修道院の手中に移されたことが分かる。そして次の一一五二年のドイツ国王による所領確認文書では、『Obaix と呼ばれる村を、その全体を保つて、つまり十分の一税と、この地所に付属している他のいずれの財産におつても』《Villam etiam quae dicitur Obais, cum omni integritate sua, videlicet in decimis, et caeteris rebus eidem possessioni subditis》と書かれており、村がましまりを保つてフロレフへと譲渡されたことが、さらに明確になる。一一五五年のリエージュ司教による寄進確認文書では、関係者全員により寄進が再び確認されている⁽⁵⁹⁾

だけであるが、一一八五年にフロレフ院長によって発給された文書では、Enguerrand d'Orbais による遺贈として、Obaix の村で保有していた全ての貢租とビール醸造所の半分が記載されている。このように、Obaix も村としてのまとまりを保ったまま、フロレフ修道院の所領となっており、フロレフはその排他的な領主的支配を目指しつつも、これをクルティスとして経営することはなかったようである。

Sart-Bernard については四通の文書がある。その最初は、一一二七年にリエージュ司教によって発給され、次のような内容となっている。まず、ナミユール伯が Richard de Wierde から購入していた、Sart-Bernard の村の自有地三〇ボニエをフロレフに譲渡した。同時に、Richard de Wierde も、その自有地内にある教会を、基礎財産、十分の一税及び森林での放牧権とともに寄進した。彼は、さらに裁判権を放棄したが、それは『教会と自有地両方の境界内で』《infra ipsos terminos ecclesie simul et allodii》なされており、当該地に何らかのまとまりがあったことを読みとれる。一一三八年と一一五一年の所領確認文書では、全てを含む表現として『Sart-Bernard にある三〇ボニエ』《triginta bonaria apud Sar-

tum Bernardi》と書かれているに過ぎないが、一一七九年の所領確認文書は、『Sart-Bernard の自有地と教会をその付属物とともに』《allodium et ecclesiam de Sarto Bernardi cum pertinentiis》と、より本格的な所領の姿を記している。ここでは、所領の詳細は明らかにないが、当初からまとまりのある所領がフロレフに寄進され、その後ほとんど変化を経験しなかったようである。以上のように、クルティスに編成するには困難な要素を含んではいるが、村としてまとまりのある所領が譲渡された場合、修道院はそれをそのまま受け入れて収入源としており、クルティスの場合よりはずっと寄生的な領主として振る舞っていたと思われるのである。

さらに、クルティスに編成されないが、複数文書が伝来する所領として、スレート採掘地がある。当時アルデンヌには三カ所の重要なスレート採掘地が確認されているが、フロレフはその一つである Funay の一部を所有することとなった。これについては二通の関連文書があり、ファンシャンの論文によって分析されている。ファンシャンによれば、その主要部分が十三世紀初めまでプリュム修道院領であった Funay では、十二世紀からスレートの採掘が開始された。そして、十二世紀半ばにプ

リュム修道院は、シニイ、フロレフ、セツト・フォンテーヌといった近隣の修道院のそれぞれに、Fumayのスレート採掘に適した地所を譲渡している。⁽⁶¹⁾フロレフ修道院への譲渡に関しては、一一六八年にリュム院長が発給した文書⁽⁶²⁾があり、フロレフの要請に応じて、『Fumayの我々の村に付属している山の、石を掘り出し、切り出すための場所を、譲渡したいと欲する』《*locum cuiusdam montis pertinentis ad villam nostram de Filmain ad fodiendos atque caedendos lapides vellemus concedere*》と記されている。さらに、フロレフが他人の妨害なしにスレートを採掘する権利が保証されているが、リュムがスレートを必要とする際には、フロレフによってそれが提供されることが条件として記載されている。

同年にセツト・フォンテーヌ院長によって発給された次の文書⁽⁶³⁾では、リュムから貢租支払いによって同修道院が保有していた『スレートを置くに適した土地』《*ortum... tegulis componendis aptum*》を、フロレフに属する二つの『小土地』《*ortolum*》の半分の用益権と交換に、フロレフに差し出している。それには『もしその土地に我々の修道士達が入ることを望むなら、三〇マル

クが支払われた上で』《*si quando fratres nostri ad eundem laborem intrare voluerint, datis XXX solidis*》という条件が付けられていた。

このようにFumayでのスレート採掘地には、タイプの違う複数の修道院が関係していたが、フロレフは、相手の性格に応じた方策を取ることによって、所領を手に入れていることになる。まず、間接経営を志向していたベネディクト会のリュム⁽⁶⁴⁾には、必要に応じてスレートを提供し、直接の管理の仕事から解放するというメリットと引き替えに、フロレフが採掘の実質的な権利を獲得している。さらに、フロレフと同じくプレモントレ会に属し、リュムからやはり採掘地の一部を譲渡されていたセツト・フォンテーヌ修道院とは、お互いに欲している場所を交換するという協定を結んでいるのである。いずれにおいても、フロレフがスレート採掘地を直接に経営することを志向していたことは明らかになる。

最後に、教会についてさらに詳しく見ておく必要がある。教会はクルティスや村で重要な拠点としての役割を果たすことが多かったが、単独の財産として確認文書に記載される場合もあったからである。以下では、これまでと同様に複数文書で言及される教会を取り上げる。ま

ず、一一二二年にナミュール伯による基礎財産の設定文書⁽⁶⁵⁾に、Saint-Laurent du Sart, Sant-Martin de Jodin, Sainte-Gertrude de Florifoux の三教会がフロレフの娘教会として挙げられており、一一三八年の教皇イノケンティウス二世の所領確認文書にも記載されている。その中で Saint-Laurent du Sart 教会については、一一二六年のリエージュ司教の文書で個別に取り上げられている。それはナミュール伯とその妻はこの教会をフロレフに『安定的に所屬させることを望んでいた』《stabiliiter constitutere voluerunt》が、『これまでは彼が負担して、自分自身の支出から、毎年自分たちの負っていた要員の費用を提供していた』《de propriis expensis suis singulis annis antea servitium sibi debitum providebant》ものを、『この費用への毎年の配慮を自分たちから取り去る』《hanc ejus annuam sollicitudinem a se tollerent》としていいる。そして、伯はこの費用に充てるため、新たに教会の近隣に所在する自己の自有地の一部を、フロレフに譲渡したというのである。

一一五二年にナミュール伯が発給した文書において、伯は後に分院となる Lette の教会を、その全ての付属物とともにフロレフに譲渡している。この教会は、一一五

二年のドイツ国王の所領確認文書と、そして一一七九年の教皇によるそれとに記載されている。

さらにナミュール伯は一一六〇年に発給した文書⁽⁶⁶⁾で、伯の自有地にある Senne の教会をその全ての付属物とともにフロレフに譲渡し、それは一一七九年の教皇による文書でフロレフの財産と確認されている。

以上のように複数文書の伝来している教会は、全てナミュール伯によってフロレフにもたらされている。それは、グレゴリウス改革の影響下での俗権から教会組織への教会財産返還の動きの一部であったと考えられるが、ナミュール伯が特にフロレフを選んで教会を譲渡したのは、フロレフが伯家の墓所であったためであろう。ナミュール伯による Viesville 教会のフロレフへの譲渡を記した一一七一年文書⁽⁶⁷⁾では、伯自身によって譲渡の動機が次のように具体的に明らかにされている。『私の権利に属している Viesville 教会とそれに属している全てを、以後は私と私の全ての子孫達の世俗の手から自由にし、私とそれらの体がフロレフ教会に埋葬されている私の先祖達の、魂の救いと記憶のために、フロレフ教会に委譲した・・・私と私の両親の魂のために死者のためのミサがいつでも彼らによって捧げられるように』《ecclesiam

de Veteri Villa, ad ius meum spectantem, et omnia, que ad ipsam pertinent, deinceps a laica manu mea scilicet et omnium posterorum meorum liberam reddidi, et ecclesie Florefiensi ob commemorationem et remedium tam anime mee quam genitorum meorum, quorum corpora in eadem ecclesia tumultata habentur, ... resignavi, ... quaque die missa mortualis pro mea parentumque meorum animabus ab ipsis dicitur》

これらとはかなり異なった経緯でフロレフにもたらされていているものとして、Saint-Paul教会の聖職禄がある。

初出はJean de Chimaiによって発給された一一八九年文書で、Jeanとリエージュ司教がそれまでこの教会の司祭職をめぐる係争を経験してきたことがまず文脈から読みとれる。この文書ではその解決策として、『リエージュ司教の手から我々が保有しているSaint-Paulの聖職禄』《prebendam sancti Pauli, quam de manu vestra tenemus》を、『もしあなたがそうすることを好むなら、この教会の役に立つようにその聖職禄をあなた方の手に委譲する。そうでなければ、我々が生きている間に限って、自分自身の用益にその聖職禄を留めるとする』《Quod si vobis placuerit facere, eandem prebendam ad

opus ejusdem ecclesie in manus vestras resignamus. Quod si non placuerit, quoad usque vixerimus, in usus proprios eandem retinebimus》と記している。ルジャではフロレフ修道院が第三者として登場し、紛争の緩衝地点としての役割を果たしている。続いてリエージュ司教もこの件について、同じ一一八九年に文書⁽⁶⁹⁾を発給し、司教がSaint-Paul教会の空位の職をフロレフに譲渡したことを記している。紛争の原因や関係者達の関係はここでも明白にはされていないが、『いかなる疑念も曖昧さも極度の悪も紛争の機会をもたらさないように・・・院長一人にはなくむしろフロレフ教会全体に、つまり修道士団一般に、永久にこの寄進をなした・・・院長が教会の同意と一致なしに、この聖職禄を質入れたり、教会から譲り渡したりできない』《ut omnis scrupulus, omne ambiguum, omnis penitus malorum auferatur occasio querelarum... non persone abbatis singulariter, sed toti potius ecclesie Florefiensi, id est conventui generaliter, perpetualliter hujus elemosyne donationem feci, ... nec ipsi abbati, absque consilio et consensu ecclesie sue, hanc prebendam oppignorare, vel ab ecclesia alienare licebit》と定めている。ルジャではフロレフはこの職を獲得するた

めに積極的に動いたことは確認できないが、他者の紛争によつて財産を獲得したことは明らかである。

二 周辺社会⁽⁷⁰⁾

二一 領邦君主との関係

フロレフ修道院の文書に登場する領邦君主は、ナミユール伯、メッス伯、ブラバン公、エノー伯、アルロン辺境伯であり、これにさらに上位の君主としてドイツ国王を加えて、ここで考察する。フロレフはナミユール伯領内部にあり、その所領の大半もそこにあつたが、周辺の領邦君主も、それぞれ修道院と密接な関係を結んでいた。彼らは、修道院の創建者であるナミユール伯に比べると圧倒的に関係文書の数が少ないが、寄進確認、寄進、紛争解決、特権賦与といった多様な役割を果たしており、フロレフを取り巻く複雑な政治関係を明らかにしている。

すでに定住が進み、権利関係が錯綜していた場所ですら領を形成する必要のあつたフロレフ修道院にとって、その領域の支配者である領邦君主の後ろ盾は必要不可欠であつた。領邦君主側としても、自己の領邦を確立しようとしていた当時の政治的状況下でフロレフとの強い絆を

欲していたため、両者の間では相互受益関係が成立する。その最も端的な事例は寄進であり、全て無償で行われた。特に顕著であつたのはナミユール伯で、フロレフ修道院は初期の経済的基盤のほぼ全てを負つていた。伯は、一二一年に発給した文書で修道院立地とその周辺の土地、フロレフの小教区教会をはじめとする四教会とそれぞれの付属物、さらに採草地を一カ所無償で寄進して基礎財産を設定している。続いて、一二二六年のリエージュ司教の文書では、伯夫妻による Hampeau にある自有地とその付属物の譲渡が確認され、一二二七年のリエージュ司教の文書においては、やはり伯夫妻が Sarr-Bernard の自有地を Richard de Wierde から買い取つた上で、フロレフに譲渡していると記されている。さらに、一二二七年には自ら発給した文書で伯夫人は、Wanze の施療院をフロレフへ譲渡し、それを承認した教皇に、金貨一枚の年貢租を支払うことを取り決めている。ナミユール伯以外でも、メッス伯夫人は、一一五三年文書で、相続財産として保有してきた Saint-Servais 教会の聖職録を譲渡した。また、メッス伯自身は一一六三年の文書で Warrant の教会とその所領、周辺のいくつかの土地を譲渡している。

ナミュール伯の場合には、寄進者として重要であったが、それ以外の君主を含めて考える場合には、フロレフ修道院に対する寄進を促進し、その有効性を保証していた点がことに重要である。ナミュール伯は一二二一年文書で『私の家中の者に対して、どこにいようと、彼らの財産であれ、自有地であれ、前述の修道士達に寄進することを望むなら、我々の好意と許可をもって、これをなすよう、寛大に許した』《His etiam de familia nostra ubicumque sint, si quid pro eleemosina vel de rebus suis, vel de allodio supradictis fratribus dare voluerint ut cum gratia nostra et permissione haec faciant, benigne concedimus》と宣言している。また、メッス伯は一一六三年に発給した文書で、『もし私の農村住民の誰かが、死が近づきつつある時に、彼自身の土地と貢租から、何かをその修道院に譲渡することを望むなら、私としては彼が与え、前述の修道士が受け取ることを許可する』《si quis de rusticis meis positus in extremis de suo proprio fundo vel censu aliquid eidem loco conferre voluerit, ex parte mea liceat ei dare et fratribus prefatis recipere》ことを明記している。

さらに、領邦君主は寄進をめぐる文書発給にも努めて

プレモントレ会修道院の所領形成と周辺社会——フロレフ修道院十二世紀文書の分析—— 二四一 (五七三)

いる。それは寄進物件がいったん彼らの手に委ねられ、改めて修道院に譲渡されるという形式をとっており、ことにナミュール伯は修道院の守護という資格においてこの行為を行っている。リエージュ司教による一二二六年文書が、Lambert de Maisereiとその息子 Thiméonによる自有地の寄進に際して、『この彼らによって法にかたつて行われた寄進を、彼らからフロレフ教会の守護であるナミュール伯が引き受け、次いで、前述の Lambert の方へ進み、その自有地を彼の手によって教会の財産とした』《Hanc traditionem legitime factam, ab illis comes Namuncensis G. predicto Lamberto profectus illud per manus injectionem in rem ecclesie redegit》と記載している。同じリエージュ司教の一一五五年文書は Guillaume de Vilier が寄進する自有地を、『フロレフ修道院で神に仕えている人々に永久に所持されるべく、教会の法にかたつた守護であるナミュール伯の手に委ねた』《in manu comitis Namuncensis, scilicet ecclesie ipsius legitimi advocati, Deo servientibus in prefato loco in perpetuum possidendum deposuisse》としている。他方で、一一六五年にフロレフと Gauthier de Fontaine との間の協定の締結に臨席して、エノー伯はこれを確認する文書を発給し

ている。また、一一八一年に発給した寄進確認文書⁽⁷¹⁾では、Pierre de Gaiaは同伯の同意をもって自有地を寄進しているのである。このような行為によって、領邦君主は寄進者との関係を強化し、後者による寄進を保証する責任を負うことで、修道院とも結びついていた。

従って、ひとたびこうして確認した寄進をめぐって紛争が起きると、領邦君主は調停に乗りだし、新たな協定を確認する文書を再び発給して修道院の利益を守ろうとした。典型的な例として、ブラバン公による一一九七年の協定文書⁽⁷²⁾がある。そこでは、祖先の寄進物件に対して権利の主張を繰り返してきたHenriとフロレフの間で、Henriの要求撤回によって協定が結ばれる際に、ブラバン公が『フロレフ教会は、Henriが忠誠を誓って、以下を申し出るまでは、彼の約束や誓いを信用しながらなかった。すなわち、Henriは我々をこの協定の証人かつ保証と定め、協定が破られた場合には、処罰者とする』*«Ecclesia neque promissionibus neque juramentis eius credere voluit, donec fide interposita spopondit, quod compositionis illius nos testem et obsidem, etiam et ultorem, si pacta transgredereetur, constitueret»*と、状況を述べているのである。領邦君主達が、ただ修道院に保

護を与えてその利益を擁護し、他者の寄進や協定の確認を行うという間接的な役割に止まることなかったことは明白である。

領邦君主が修道院にとって重要な役割を果たしたもう一つの分野に流通関係特権の賦与がある。これについては二通の文書があり、まず一一六〇年にドイツ国王は文書⁽⁷³⁾を発給し、その中で、『家人』*«ministerialis»*であるTielaが『物品を積んだフロレフの舟を、流通税を徴収するために束縛した』*«navem ipsorum cum rebus suis teloneum ab eis exigens retineris»*というフロレフの訴えを聞いて、家人に『フロレフに全てが返され、自由に解き放たれた上で、あなたや他の人がこれを繰り返すことをあえてしないように命じた』*«precipimus ut omnibus eis restituis et libere dimissis deinceps vel tu vel alia persona hoc reiterare non presumat»*。そして『我々の王国内で（フロレフ修道士達が）・・・何らかの損害を被ることを望まぬ』*«Nolumus enim ut in regno nostro... aliquod gravamen patiantur»*と宣言⁽⁷⁴⁾してゐる。さらに、一一八七年にアルロン辺境伯による文書⁽⁷⁴⁾において『我々の土地を行き来するフロレフ教会の修道士達を、我々の安全護送と保護のもとに受け入れ』*«nos fratres*

Florefiensis ecclesiae per terram nostram euntes et redeuntes sub conductu et protectione nostra accepimus』
さらに『その教会の修道士達が彼らの荷車でもって Rode と私の全ての土地を通行する際徴収される習わしであった、俗語で *winage* と呼ばれる通行税を、フロレフ教会に永久の寄進として譲渡した』*«ecclesiae Florefiensi vectigal, quod vulgo Winagium dicitur, quod exigi solebant predictae ecclesiae fratres cum vecturis suis per Rode et ubique per terram meam transeuntes in elemosynam in perpetuum dedit»*」¹⁾が明記されている。

二二二 在地有力者との関係

フロレフの文書には『自由人』*«liber homo»*、『騎士』*«miles»*、『城主』*«dominus castri»*、『領主』*«dominus»* といった身分や資格を示す表現が伴う者が、主に寄進者として多数登場する。これらは、領邦君主と一般住民の特権層であるブルジョワの中間に位置する広い範囲を覆っており、ややあいまいではあるが、在地有力者として括して扱うこととする。これらによる寄進は、ナミュール伯のような上位者の手を通じて、常に妻や相続人の同

意を伴って行われた。彼らは主にそれぞれの勢力が強い領域にある自有地を寄進したが、その規模は多岐に渡っている。これらの寄進は無償である場合もあったが、何らかの支払いを条件とするものも多かった。一一五五年のリエージュ司教の寄進確認文書で、自有地の寄進の理由として、*Gérard d'Orbais* が『一部は魂の救いのため、一部は理にかなった見返りを期待しつゝ』*«partim pro salute anime sue, partim rationabilis interventu commercii»* と述べているような、きわめて明確な場合もある。また、単発で終わる寄進は少なく、同じ家系に属する人々による寄進が続くのが通例であった。一一八五年のフロレフ院長によるこの *Gerard d'Orbais* による寄進確認の文書では、同じ *Orbais* の名を持つ *Enguerrad d'Orbais* が死に際して、水車、ビール醸造所、貢租、自有地をやはりフロレフに譲渡している。

寄進者の死亡後は、通常は相続人によって寄進が確認されるが、相続権の主張による係争が生じることもあった。その主な目的は、修道院からの貨幣支払いを引き出すためであると考えられる。例えば一一六三年にリエージュ司教が発給した文書では、*Othon de Trazegnies* とその妻がかつて行った寄進に対して、彼らの死後に息

Gillesがその一部に対して権利を主張したが、フロレフからの三六マルクの支払いによって要求を放棄し、さらにいくつかの寄進を付け加えている。フロレフはこのような相続権を楯にした権利要求を阻止するため、かなりの配慮をしており、そのためには相当額の支払いをも辞さなかつた。一一七三年文書は、Reuzelの自有地の一部を獲得するために、前述したように『この修道院が、個々の相続者にまで到達しつつ、購買に多くの費用を費やした』《*multa expensa emptiois ad singulos heredes descendens ista consumavit*》書いている。このようにして、フロレフは一定家系との永続的な関係を構築してゆくこととなった。その顕著な例として前節で取り上げたTrazegnies, Gouy, Leezといった家系を挙げることができる。

在地有力者とフロレフとの間で寄進とは、現実的には土地やそれに関する諸権利を、貢租支払いに代表される見返りと交換する場合が大部分であつた。そのような形で彼らの間には寄進をめぐって具体的な相互受益が成立していたが、これを端的に示すものとして以下の二例を挙げておく。一一六〇年に発給された文書⁽⁷⁵⁾によれば、Aleyde de Fontaineは夫の死後、Marche-sur-Meuse村の

三分の一とその付属物を修道院に譲渡しているが、彼女の生存中は毎年約八モディウスの小麦と六ソリドゥスをフロレフが支払う、という条件がつけられている。また、一一八〇年の文書⁽⁷⁶⁾では、Godefroid de MerlemontとMathildeはフロレフから六〇ソリドゥスを借りるため、担保として耕地と森林を差し出したが、修道院は当初きわめて少額な貢租として四デナリウスを支払っており、やがてその支払い義務も消滅したと記されている。このように、在地有力者はあくまで土地を提供し、修道院は支払いをすることが原則であり、それが崩れた場合には、両者の関係が破綻してしまふ。その希有な例が、一一六二年のリージュ大助祭の文書⁽⁷⁷⁾に記されている。Gilles de Chinaiは、祖先がフロレフに譲渡し、その父母とGillesに定められた条件でフロレフがこれまで貢租を支払ってきた土地を、『貢租受け取りを拒むことで再び取り戻し、自らの権利のもとに譲渡するよう強いた』《*reputiato censu iterum repetere et juri suo cogaret cedere*》が、それが受け入れられないため実力行使に訴え、フロレフに損害を引き起こした。しかし、結局は修道院に損害を償い、その他に五ソリドゥスを支払うことを約束させられている。彼とその家系の人々はこれ以降

まったくフロレフ文書に登場していない。

フロレフ修道院の在地有力者との関係は、寄進を通じてのものに限られておらず、ことに紛争解決へのフロレフの助力が注目される。一一六〇年文書にとれば、Acozの自有地の質入れをめぐって起こったJean de Faingとその甥のTheodricの紛争にフロレフが介入し、修道院が代わりに代金を支払うことによってその土地を獲得した。リエージュ司教による一一六三年文書による

と、フロレフ修道院に破門されたGilles de Trazegniesを埋葬するために、親族の依頼を受けたフロレフは、争いの原因となった一リーブルをフロレフに代わって支払い、Gillesの妻に対して負っていた前節で言及したTrazegniesでの負担を消滅させている。さらに、エノー伯による一一六五年の紛争解決文書からは、Gautier de Fontainesがサン・ヴァースト修道院に二〇マルクで質に入れていた十分の一税をフロレフ修道院が買い戻し、GauthierによるChapelleの自有地への長年にわたる権利主張を取り下げることとを条件に、それを彼に引き渡したことが明らかになる。いずれの場合も、フロレフは周辺の社会関係に積極的に入り込み、支出を惜しまずに折衝して、最終的には不動産を獲得しているが、さらに、

フォスの参事会、Hugues de Means及び、Baudouin de Grauxの三者と水車の建設地を共同所有したフロレフが、水車の建設費用を負担することで実質的に水車の経営を手中に収めてしまうという一一九一年文書の事例などを参照すると、修道院が豊富な資金力によって、目的の不動産を獲得するために在地有力者との関係を、なるだけ有利に調整しようとした様相がうかがわれる。

二二三 周辺住民との関係

十二世紀フロレフ文書には在地住民も登場してくる。一一二一年のナミユール伯による文書や一一六三年のメッス伯の文書にある《familia》と《rustii》をどの範囲の住民と考えるかは、難しい問題である。一一五五年のリエージュ司教の文書で、サン・トロン修道院とフロレフの十分の一税に関する係争が、『大助祭と聖職者と私に属する者の臨席と承認によって』《in presentia et testimonio et assensu archidiaconorum et clericorum et homini meorum》解決されているという例では、《homines》のうちどれほど一般住民が含まれているかはあきらかではない。また、一一八〇年頃のナミユール伯による紛争解決文書で、『多くの聖職者達と、貴族非

貴族の俗人達の面前で』《presentibus multis clericis et laicis, nobilibus et ignobilibus》在地有力者 Henri が自在地に対する要求を放棄している例でも、ナミュール地方の貴族がきわめて少数の上層に限られるという有力な学説⁽⁷⁸⁾を考慮すれば、広く領民を含んでいたかは分からない。

一一八五年にフロレフ院長の発給した文書で、Engerrand d'Orbais の遺贈が、『我が修道士会全員と多く集まっていた貴族や家中の者たちの面前で』《in presentia totius conventus nostri et frequentia tam nobilium quam de familia qui copiose confluerant》確認されている際にも、『familia』が伯の側近に限られていた可能性は大きい。

これに対して、フロレフ文書の中で住民達の活躍が最も確実に見られるのが、森林関係の文書である。まず、一一五一年の文書ではナミュール伯から『フロレフの住民達に』《Florefensibus》、流通税免除と Marlagne の森の用益特権が与えられている。この文書にはフロレフ修道院は登場していないが、一一五二年のドイツ国王の所領確認文書に Marlagne のクルティスが記載されていることから、修道院が拠点を設置してこの森の経営に積極的に乗り出していたことがわかる。さらに、一一九一年

のブラバン公による文書では、Henri de Grand-Leez によって寄進された森林に関して、『Leez の住民達はフロレフ教会に対して争いを起こし、前述の森における枯れ木権を要求し、教会が自分自身の森をその都合で使うことを許さなかった』《mansionarii de Leiz, contra Florefensem ecclesiam litem moventes in predicta silva jus mortue silve reclamaverunt, nec uti ecclesiam silva ipsius ad commodum suum permiservunt》が、ブラバン公の関与を得て、『院長とその教会の修道士達の意志と住民達の譲歩によって』《ex voluntate abbatis et fratrum eiusdem ecclesie, et concessu mansionariorum》の森林を二分して、その一方では、『Grand-Leez の住民達だけが単独で、森林の枯れ木権をもつであろう』《mansionarii tantum de Majori Leiz usum solummodo mortue silve habebunt》ことが認められている。十二世紀という早い時期に住民達が代表もたてずに直接公に訴え、しかもそれが認められたという希有な例であり、その根拠としておそらく修道院への森林の譲渡以前から住民の権利が認められていたと考えられる。しかし、一一九四年の教皇による所領確認文書では、この森林は全て修道院のものとしてされているのである。初めは住民達の権利に対して配

慮を示しておきながら、後にそれを取り上げるといふフロレフの行動様式は、前節で触れた水車に関しても同様であり、初めは住民達に自由に粉を挽きに来る権利が認められていたが、後には使用強制が課せられていったのである。

修道院の所領が形成されていった地域では、前述したフロレフ住民の森林用益権に見られるように、修道士達の到着以前から住民達は領邦君主と直接の関係を結び、様々な権利を認められていた。そこへ後から登場した修道院は、新たに領邦君主と結んだより緊密な関係や在地有力者との寄進による相互依存関係を楯にして、領邦君主と住民達の間に入り込み、後者の権利を侵害してゆく。フロレフ側は初めからそれを全面的に否定するわけではなく、次第に事実上の権利を拡充していったようで、Grand-Leezの例以外には、十二世紀中は住民達と修道院の衝突は記録されていない。しかし、十三世紀においては多くの係争文書が存在しているのであって、それらの分析は別の箇所で行うこととする。⁽⁷⁹⁾

二一四 教会組織・聖職者との関係

フロレフ文書で目を引くのは、そこに登場する教会関

係者の数の多さである。ことに群を抜いているのが、フロレフがその管轄区域内にあったリエージュ司教だが、その役割は単なる管轄司教の資格を大きく超えている。それは、リエージュ司教が同時に領邦君主でもあり、また、フロレフ修道院領のかなりの部分が教会財産で占められていたためであり、司教は教会財産に関する寄進の確認や紛争の調停に姿を現すだけでなく、他の領邦君主による寄進の確認までも行っている。例えば、一二年のナミユール伯の基礎財産の設定も、リエージュ司教によって一二年に確認されており、⁽⁸⁰⁾一八九七年には同年ブラバン公が確認した俗人の寄進が、やはりリエージュ司教によって再認されている。⁽⁸¹⁾いずれも一部に教会財産を含んではいるが、大半は自有地や貢租の寄進であり、これらは高位の権威による後からの確認という性格を持っている。また、リエージュ司教が寄進や売買を通じてフロレフ修道院と直接関係を結ぶ例が文書には存在しない点、リエージュ司教の仲裁した一一五五年と一一九七年の紛争解決文書においても、フロレフによる当該財産の所有が確認され、もっぱら修道院の利益を計っている点を考え併せると、リエージュ司教はやや遠くに所在するが、上からの保護を修道院に与えていたと

してよいであろう。

文書に登場する主要な教会組織は、アフリヘム、サン・トロン、レシー、フォッス、プリユム、ボンヌ・エスペランス、イル・サント・マリイ、セツト・フォンテーヌといった修道院で、いずれもフロレフが所領形成を目指す場所に既に土地や権利を持っており、フロレフ修道院を相手にして、土地、教会、十分の一税、水車、貢租等の譲渡、交換、売却を行った。

これらのうち、プリユム、セツト・フォンテーヌ、アフリヘムに関しては、それぞれ一通ずつのフロレフへの土地財産の譲渡を記した文書が伝来している。プリユム修道院のような寄生的領主を志向する修道院とは、一一六八年文書のスレート採掘地での事例のように、プリユムの必要を満たすことを条件に、フロレフが実質的な経営を受け持つことで棲み分けを成立させることができた。

また、フロレフと同じような積極経営の理念を持つ修道院が相手の場合でも、双方の求める具体的対象が異なる場合には、交換や売買による協定が成立した。一一六八年の文書によれば、セツト・フォンテーヌとの間では、スレート採掘場と別の土地の用益権をそれぞれ交換して、協定が結ばれた。また、アフリヘム院長の一一七五年文

書によれば、Grand-Liezの教会とその付属物等がアフリヘムからフロレフに譲渡されているが、その条件としてこれまでアフリヘムが支払ってきた年貢租を、フロレフがリエージュ司教に支払うことが定められている。

同じものを求めて紛争となる場合もあったが、以下の二例においては、両者の利害が結局は調整されて妥協が成立している。一一五四年の教皇使節の文書においては、フロレフ修道院はレシー修道院との紛争の原因となっていたLa Ferteの水車を相手修道院に売却するが、自らは同じ水流で新たに水車を作る保証を教皇使節から得ている。また、一一五五年のリエージュ司教による文書は、Exetという名の廃村の十分の一税について、サン・トロン修道院との間で起こった争論が、フロレフ修道院による年貢租支払いという条件によって、『いずれの側からも何の反対もなく』《*utraque parte sine contradictione*》静められたと記している。

しかし、他の教会機関との争論が、常にフロレフの所領が保全される形で決着するとは限らなかつた。一一八一年にフロレフ院長によって発給された文書⁽⁸²⁾では、イル・サント・マリイ修道院との間で長い間係争の対象となってきた四二ユゲラの土地を、フロレフがこれに譲渡

し、それに関する全ての権利を放棄することが明言されている。また、一一六二年のフロレフ院長の文書は、ボンヌ・エスペランス修道院にRogerの十分の一税を、二〇マルクの支払いと引き替えにフロレフが譲渡したことを記載している。しかし、一一七五年のフロレフ院長の文書によると、この十分の一税に関して『長い間議論されてきた問題』《*diu fuerat questio ventilata*》が存在したとあって、両修道院の間で係争が繰り広げられてきたことが明らかであり、十分な議論の結果、これがボンヌ・エスペランスに帰することが定められている。これらのいずれにおいても、係争の結果フロレフが土地財産を失っているが、これはフロレフの他の層との関係文書では見られない事例である。これは、フロレフに保護を与える領邦君主、フロレフの資金力によって、修道院の意図に沿って動かされやすい在地有力者と比べてみると、これらの教会領主がフロレフの上位に立つことも支配されることもなく、取引相手として対等の立場にあったからと考えられる。このように、フロレフは他の修道院との関係においてのみ、単なる土地の譲渡を甘受していたのである。

おわりに

十二世紀の文書史料から明らかになるフロレフ修道院の所領の形成過程とその構造は、通例プレモントレ会修道院の所領について考えられてきたものと、かなり異なっている。従来一般的には、シトー会修道院の所領単位であり、中心となる館とその周辺の土地によって形成され、主として直接経営されてきたグランギアと同じ型が、プレモントレ会の修道院領でも支配的であり、ただそれがクルティスと呼ばれていたと考えられてきた。しかし、フロレフの所領は、土地を獲得して拠点となる館を建設し、それを中心としてさらに周辺に拡大してクルティスを形成したとは言いきれない。それは土地以外にも、水車、教会、施療院をも起点としている。そして、それぞれの要素を核として周辺の財産を入手し、それらが有機的に結びついて一つの大きな経営上のまとまりを形成してゆくが、必ずしも一円化されることはなかった。むしろ個々のクルティスは、館以外にも複数の中心を持つ多核的な構造を示すのが常態であり、いくつもの小さな円が比較的大きな円（狭義のクルティス）に繋がれた集合体となっていたと考えられる。

また、フロレフ修道院領には、水車、村落、スレート採掘地、教会が、クルティスに編成されない財産として所属していた。フロレフは特に水車の経営を手中に収めることに意欲的であったが、それは単に収入源としてではなく、水車を周辺社会を支配するための梃子として有効に活用するためでもあった。さらに、クルティスを編成するには困難な要素を含んでいるが、村落としてまとまりのある所領の譲渡を受け入れて、それをそのまま収入源としている。教会に関しては、ナミュール伯との緊密な関係からフロレフにもたらされ、同じように収入源となったはずだという以上には明らかにならないが、スレート採掘地においてはフロレフの直接経営への志向が読みとれる。

このようなフロレフ修道院領の構造は、フロレフが所領を形成したそれぞれの場所の諸条件に規定されたものであった。そこでは、修道士の到着以前から、すでに定住が進み、権利関係が錯綜していたのである。フロレフはそこに入り込むために、ナミュール伯を始めとする領邦君主と、これらを単なる保護者以上のものとする密接な関係を構築し、周辺の教会領主とは、対等な立場のもとで多様なやりとりによって互いの利害を調整した。そ

して、在地有力者層からは多くの寄進を受納したが、教会組織への権利主張を狙いがちなこの層とも、豊富な資金力を利用して、出費を惜しまずにその内部の係争に積極的に介入するなどして、相互依存関係を打ち立てたのである。

多様な要素を内包するフロレフ修道院領の経営は、一円的所領を自らの労働力で耕作する直接経営とは程遠い。しかし、修道院は周辺社会関係に入り込み、土地財産を積極的に獲得した上で、それぞれの場所で方式を選択して、それを実際的に経営することを目指していたのである。この姿勢は、かつて想定された古典的モデルとは大きく異なるが、ともかく柔軟な積極的経営として、十二世紀改革派修道院所領の一つのあり方と考えることができよう。

註

- (1) 中世盛期のプレモントレ会についての基本的研究として、*Peter, F., La spiritualité des Prémontrés aux XIIe et XIIIe siècles*, Paris, 1947; *Id., Norbert et l'origine Prémontrés*, Paris, 1981; *Weyns, N.J., L'origine du tiers ordre Prémontrés*, Paris, 1985; *J・フィイルハウス* (土橋茂樹訳) 「最初の律修参事会——プレモントレ会の創立をめぐる

——』『中世の修道制』創文社、一九九一年、一八五—二〇九頁を、さらに最新の研究として、Ar dura, B., *Prémontrés. Histoire et spiritualité*, Saint-Etienne, 1995 ; 多田明夫「十二世紀のプレモンテレ会——その活動、発展と『分離傾向』——」『紀尾井史学』第十八号、一九九八年、五五—六四頁を挙げよう。

(2) Despy, G., Les richesses de la terre: Citeaux et Prémontré devant l'économie de profit aux XIIe et XIIIe siècles, in *Problèmes d'histoire du christianisme*, 5, Bruxelles, 1975, pp.58-80.

(3) 以下の傾向の、以下の論文も、Id., Un problème d'histoire cistercienne : les débuts de l'abbaye de Parc les Dames, in *Revue belge de philologie et d'histoire*, 42, 1964, pp.1242-1256 ; Id., Les premières années de l'abbaye cistercienne de Clairefontaine, *Ibid.*, 8, 1970, pp.1207-1224 を挙げよう。

(4) Id., L'exploitation des curtes en Brabant du IXe siècle aux environs de 1300, in Janssen, W. et Lohrmann, D. (ed.), *Villa-Curtis-Grangia. Economie rurale entre Loire et Rhin de l'époque gallo-romaine au XIIe-XIIIe siècle*, (Francia Beihft, 11), Paris, 1983, pp.185-204.

(5) シトー会の経済生活に関する研究動向については、舟橋倫子「中世におけるシトー会修道院の経済活動について——最近の研究動向を中心に——」『歴史学研究』第九五号、一九九七年、三三—三九頁を参照。

(6) たとえば、一九九〇年代に、中世盛期の修道院に関する

多くの論文集が出版されたが、それらの中には、プレモンテレ会を主に取り扱っているものもあった。Actes officiels du 15e Colloque du Centre d'Etudes et de Recherches Prémontrés, Amiens, 1990. など、Naissance et fonctionnement des réseaux monastiques et canoniaux. Colloque du Cercor, Saint-Etienne, 1991 なども、プレモンテレ関係の論文がいくつか収録されている。以下の動きも、いくつか出版されたのが、プレモンテレ会研究における基礎的参考文献となるので、Ar dura, B., *Abbayes, prieurés et monastères de l'Ordre de Prémontré en France, des origines à nos jours. Dictionnaire historique et bibliographique*, Nancy, 1993 を、(7) Bautier, R-H., Les «cours» de l'ordre de Prémontré au XIIe siècle: formation et premiers développements, in Pressouyre, L., (ed.), *L'espace cistercien*, (Comité des travaux historiques et scientifiques: Mémoires de la section d'archéologie et d'histoire de l'art, 5), Paris, 1994, pp.216-225.

(8) Brunel, G., Agriculture et équipement agricole a Prémontré, XIIe-XIIIe siècle, in *Monachisme et technologie dans la société médiévale du Xe au XIIIe siècle*, Cluny, 1994, pp.123-150 ; Id., Bêtes sauvages et bêtes d'élevage: l'exemple de la forêt de Retz (XIIe-XIVe siècles), in Morinet, F. (ed.), *Campagnes médiévales: L'homme et son espace. Etudes offertes à Robert Fossier*, Paris 1995, pp.157-162 ; Id., L'élevage dans le Nord de la France (XIe-XIIIe siècles) : Quelques jalons de recherche, in *Annales de Bretagne et*

des Pays de l'Ouest, 106, 1999, pp.41-61.

- (6) Fossier, R., La place des Cisterciens dans l'économie picarde des XIIe et XIIIe siècles, in *Aureavallis. Mélanges historiques réunis à l'occasion du neuvième centenaire de l'abbaye d'Orval*, Liège, 1975, pp.273-281 ; Id., L'économie cistercienne dans les plaines du nord-ouest de l'Europe, in *L'économie cistercienne. Géographie-mutation. Du moyen âge aux temps modernes*, (Flaran, 3), Auch, 1983.
- (7) Despy, G., Cîteaux dans les Ardennes: Aux origines d'Orval, in *Economie et société au moyen âge. Mélanges offerts à Edouard Perroy*, Paris, 1973.
- (8) Bouchard, C., *Holy entrepreneurs : Cistercians, knights and economic exchange in twelfth century Burgundy*, Ithaca, 1991.
- (9) Pressouyre, L., (ed.), *L'espace cistercien, op.cit.* ; Josseland, P., Une seigneurie monastique en Vercors: L'abbaye de Léoncel et les communautés paysannes XIIe-XIIIe siècles, in *Les Cisterciens de Léoncel et le monde paysan*, (Les cahiers de Léoncel, 12), Valence, 1995, pp.18-28.
- (10) フロレン修道院の史料状況について *Monasticon belge*, 1, Liège, 1890, pp.111-123 を参照。
- (11) カルチュレールとは、一定時点である機関に伝来している文書を一括して筆写した、ロビーの組織的な集成である。西欧中世史料の伝来で量的には最も重要なこの形態への関心が、最近高まっているが、その様相は、岡崎敦「フランスにおける中世古文書の現在——カルチュレール研究会（一九九一年十二月五―七日於パリ）出席して——」『史学雑誌』第一〇二編、第一号、一九九三年、八九―一〇〇頁を参照。
- (12) Barbier, V., *Histoire de l'abbaye de Floreffe*, Namur, 1892. なおバルビエは、既に信頼できる刊本が公になつている場合には、その版の参照を求めて、テキスト自体を省略している。本稿では、つづいた場合のテキストは、該当する刊本から引用し、この刊本をも註(26)に見られる形式で記している。
- (13) *Ibid.*, pp.11-175.
- (14) Despy, G., Les richesses, pp.414-418.
- (15) Bautier, art.cit., p.217.
- (16) Pector, J.-M., *Histoire de Floreffe*, Mettet, 1973, pp.108-211.
- (17) Bijsterveld, A.-J., Gift exchange, landed property, and eternity. The foundation and endowment of the Premonstratensian priory of Postel (1128/1138-1179), in Theuws, F., and Roymans, N. (ed.), *Land and ancestors. Cultural dynamics in the Urnsfield period and the Middle Ages in the Southern Netherlands*, Amsterdam, 1999, pp.309-348.
- (18) Spéde, R., Prémontré ou la place de l'ordre éponyme au sein de l'architecture monastique, in *L'ancienne abbaye de Floreffe, 1121-1996*, (Etudes et documents: Monuments et sites, 2), Namur, 1996.
- (19) Despy, G., Note sur le domaine carolingien de Floreffe, in *Etudes d'histoire et archéologie namuroises dédiées à F.*

Courtoy, Namur, 1952, pp.191-198

- (23) Pector, *op.cit.*, pp.124-127.
- (24) Spede, *art.cit.*, pp.26-29.
- (25) Genicot, L., *L'économie rurale namuroise au bas moyen âge*, 1, *La seigneurie foncière*, Namur, 1943, pp.1-18.
- (26) Barbier, *op. cit.*, no.14, p.9 : Hugo, Ch., *Sacri Ordinis Praemonstratensis annales*, Nancy, 1739, 1-prob., col.411 ; Barbier, *op. cit.*, no. 21, p.13 : Miraeus et Foppens, *Opera diplomatica*, Bruxelles, 1734-1748, 4, p.205 ; Barbier, *op. cit.*, no. 24, p.13 : Hugo, *op. cit.*, 1-prob., col. 56 ; 2-prob. col. 10 ; Barbier, *op. cit.*, no.54, pp.34-36 ; *Ibid.*, no.59, pp.39-41 ; *Ibid.*, no.76, pp.46-47.
- (27) 六種の所領確認文書に記載されたクルティスは、文書の年代と列挙の順に従って記す。 Meilinga, Herlaimont, Serville, Vervis, Feronvilla, Fechire, Marlagne, Verofie, Vileir, Valle-Columbina, Postel, Hexcelc, Hangelo, Cuenone-bostech, Mornignont, Rozée, Grand-Leez, Wanze, Famelette, Versel による。
- (28) 単独の教会として記すものは、 Laurent de Sart, Martin de Jodin, Gerturd de Floresiol, Martin, Letfe, Fecheroules, Geodius, Bovina, Senenne, Saint-Paul, Bellon-monte, Gouy, Flerus による。 Capella, Martin de Vier, Rozée, Traineis, Leez Awouge, Nanines, Thiméon, 他、クルティス等の他の財産とともに記載され、それぞれに属していたと考えられる。
- (29) 水車の所在は、 Auvelais, Wangier (11基) Obaix,

Laiz, Odengis による。

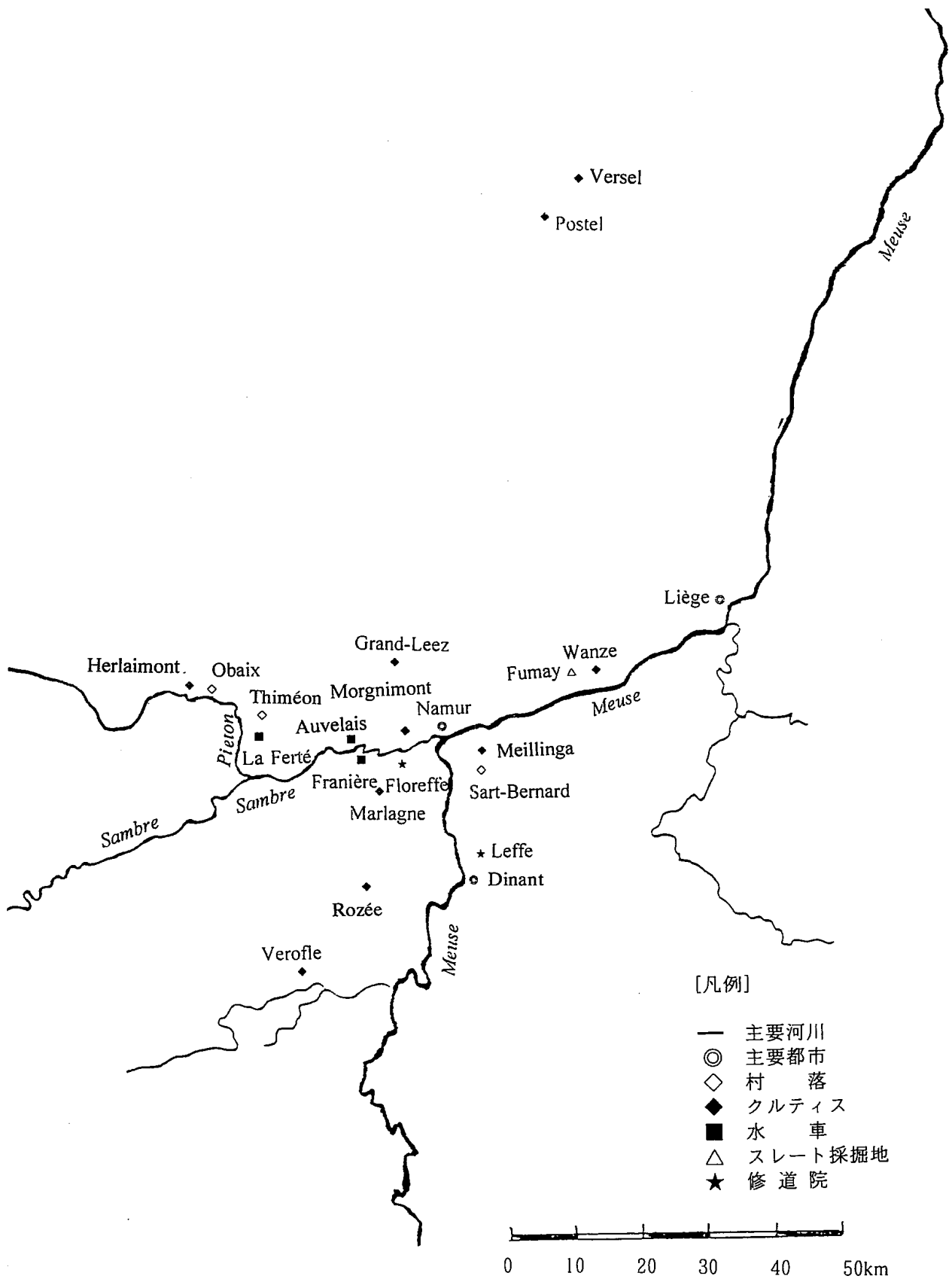
- (30) 施療院は、 Wanze による。
- (31) これらの土地財産の所在地として記されている場所は、 Capella, Folorin, Arnulphi, Valle-columbina, Thiméon, Wanze, Ardenellam, Sart Bernard, Postel, Pontis, Obaix, Hametel, Solremont による。
- (32) 1138年の教皇による所領確認文書において、 Meilinga, Herlaimont, Serville, Vervis のクルティス、 Laurent de Sart, Martin de Jodin, Gerturd de Floresiol, Martin の教会、 Auvelais の自有地にある水車、 Wangier の11の水車、 Wanze の村にある施療院の建物、 Capella による自有地、 Folorin の Arnulphi の土地、 Valle-columbina の保有として記す土地、 Thiméon の自有地の半分、 Ardenella の半分、 Sart Bernard のクルティス、 Postel のクルティス、 Herlaimont のクルティス、 十分の一税、 Serville の十分の一税の半分が列挙されている。
- (33) Barbier, *op. cit.*, no.11, pp.8-9.
- (34) *Ibid.*, no.7, pp.6-7.
- (35) *Ibid.*, no. 8, p.7: *Annales pour servir à l'histoire ecclésiastique de la Belgique*, Louvain, 1868-1890, 12, p.35.
- (36) Barbier, *op. cit.*, no.41, pp.25-27.
- (37) *Ibid.*, no.32, pp.18-19.
- (38) Barbier, *op. cit.*, no.47, pp.29-32.
- (39) *Ibid.*, no.49, p.32 : *Annales*, *cit.*, 8, p.229.
- (40) Barbier, *op. cit.*, no. 74, p.46 : *Annales*, *cit.*, 8,

pp.230-231.

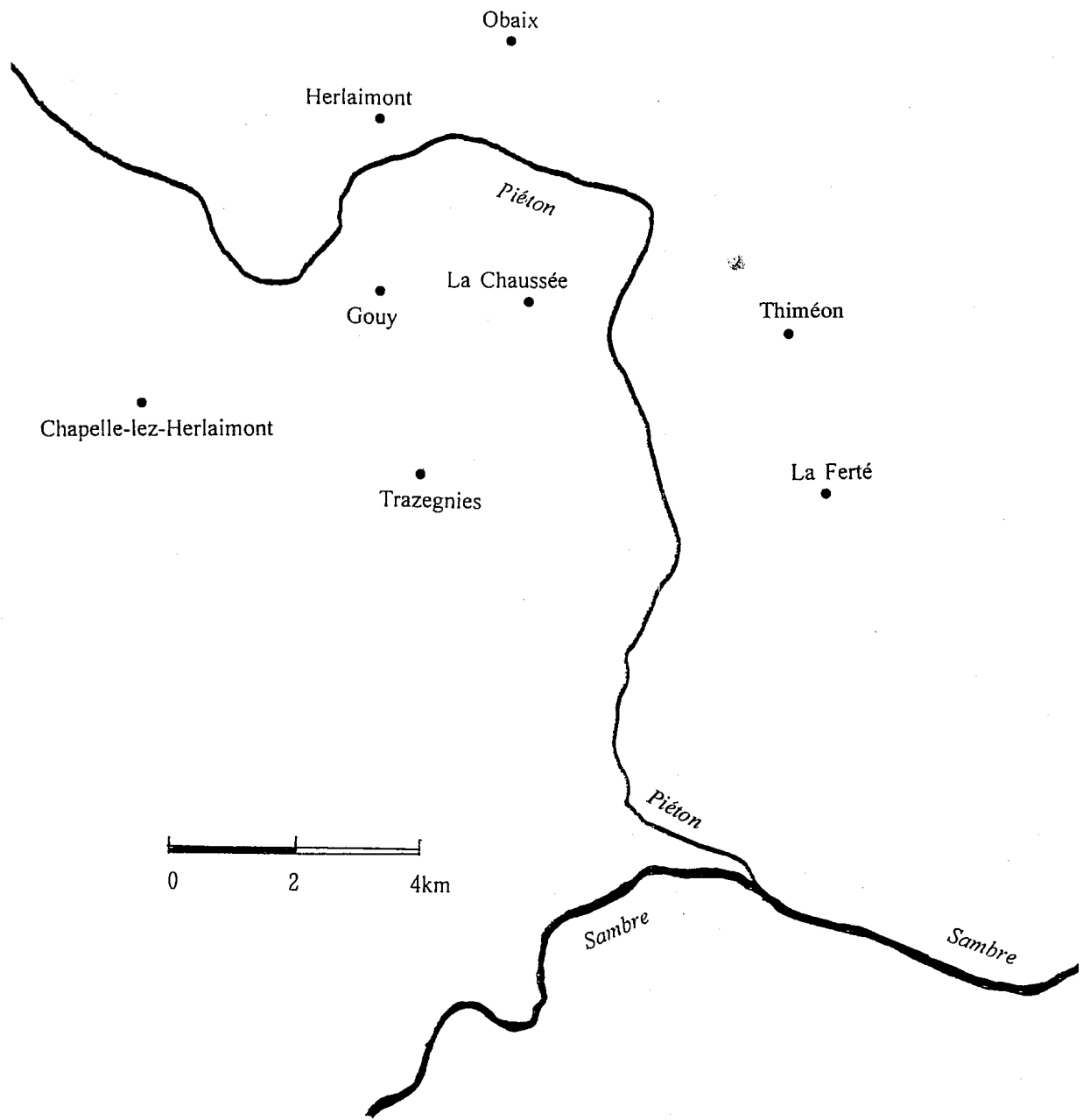
- (41) *Ibid.*, no. 82, p.49: *Analectes*, cit., 8, p.233.
- (42) *Ibid.*, no. 83, p.49
- (43) Barbier, *op. cit.*, no. 22, p.13: *Analectes*, cit., 11, p.181.
- (44) Barbier, *op. cit.*, no.30, pp.16-17.
- (45) Barbier, *op. cit.*, no.15, pp.9-10.
- (46) *Ibid.*, no.17, pp.10-11.
- (47) *Ibid.*, no.40, pp.24-25.
- (48) *Ibid.*, no.42, p.27.
- (49) *Ibid.*, no.61, pp.41-43.
- (50) *Ibid.*, no.62, pp.43-44.
- (51) *Ibid.*, no.27, p.14: Dom Ursmer Berliere, *L'ancien prieuré de Sart-les-Moines, à Gosselies*, p.22.
- (52) Barbier, *op. cit.*, no. 13, p.9: *Analectes*, cit., 4, p.400.
- (53) Despy, Les richesses de la terre, cit., p.415.
- (54) Barbier, *op. cit.*, no.75, p.46: *Analectes*, cit., 4, p.412.
- (55) Barbier, *op. cit.*, no.4, pp.4-6.
- (56) Barbier, *op. cit.*, no.67, p.44: *Analectes*, cit., 7, p.372.
- (57) Barbier, *op. cit.*, no.68, p.45: *Analectes*, cit., 9, p.264; Barbier, *op. cit.*, no.69, p.45: *Analectes*, cit., 9, p.265.
- (58) Barbier, *op. cit.*, no.23, p.13: *Analectes*, cit., 19, p.399.
- (59) Barbier, *op. cit.*, no.29, p.15.
- (60) Barbier, *op. cit.*, no. 6, p.6: *Analectes*, cit., 17, pp.10-12.
- (61) Fanchamps, M.L., Les ardoisières des Ardennes et le transport des ardoises sur la Meuse (XIIIe-XVIe siècles), in *Le Moyen Age*, 2, 1972, pp.231-233.
- (62) Barbier, *op. cit.*, no.43, p.28.
- (63) *Ibid.*, no.44, p.28.
- (64) 森本芳樹「プリュム修道院所領明細帳（八九三年）のカエサリウス写本（二二二二年）について。西欧中世農村史料伝来の一例」『経済学研究（九州大学）』四六一四・五号、一九八一年、九一—一二七頁。
- (65) Barbier, *op. cit.*, no. 1, p.3: Miraens et Foppens, *Opera diplomatica*, Bruxelles, 1734-1748, 4, pp.194-195.
- (66) *Ibid.*, no.32, pp.18-19.
- (67) *Ibid.*, no.46, p.29: *Analectes*, cit., 9, p.45.
- (68) Barbier, *op. cit.*, no.71, p.45: *Analectes*, cit., 10, p.286.
- (69) *Ibid.*, no.72, p.45: *Analectes*, cit., 10, p.286.
- (70) 本節の叙述の材料となる文書の大半は、すでに前節で分析対象として扱った文書である。文書出典の注記は本節で始めて言及されるので省略する。
- (71) Barbier, *op. cit.*, no.58, pp.38-39.
- (72) *Ibid.*, no.84, p.50: *Analectes*, cit., 8, p.234.
- (73) Barbier, *op. cit.*, no.34, p.20.
- (74) *Ibid.*, no.64, p.44: Reiffenberg, *Monuments pour servir à l'histoire des provinces de Namur, de Hainaut et de Luxembourg*, 1, Bruxelles, 1844, p.661.
- (75) Barbier, *op. cit.*, no.35, p.20: *Analectes*, cit., 19, p.401.
- (76) Barbier, *op. cit.*, no.56, pp.37-38.
- (77) *Ibid.*, no.38, pp.22-23.
- (78) Genicot, L., *L'économie rurale namuroise au bas moyen âge*, 2, *Les hommes-La noblesse*, Bruxelles, 1960, pp.303-3103.

3, *Les hommes-Le commun*, 1982, pp.353-365.

- (79) 舟橋倫子「十一・十二世紀修道院領における森林係争——オルヴァル修道院(シトー会)・フロレフ修道院(プレモントレ会)の場合——」
- (80) Barbier, *op. cit.*, no.2, p.3: *Miraens et Foppens, cit.*, 4, p.359.
- (81) Barbier, *op. cit.*, no.81, p.49: *Amalectes, cit.*, 8, p.232.
- (82) Barbier, *op. cit.*, no.57, p.38: Van den Bergh, *Oorkondenboek van Holland en Zeland*, 2, Amsterdam, 1873, p.509.
- (83) Barbier, *op. cit.*, no.39, p.23.
- (84) *Ibid.*, no.50, p.32.



地図1 12世紀フロレフ修道院所領



地図2 Herlaimontクルティス周辺図